

# 第4次やまと男女共同参画プラン

令和 7(2025)年度 ～ 令和 11(2029)年度

大和市



# はじめに



人口減少社会の本格化や、人生１００年時代の到来により、私たちを取り巻く社会構造は、これまでになく大きく変化しています。社会のあらゆる分野において女性の参画が期待される中、本市におきましても、性別にとらわれず、だれもが個性と能力を発揮することのできる社会の実現に向け、「やまと男女共同参画プラン」に基づき、これまでさまざまな取り組みを進めてまいりました。

この間、女性の活躍の場は徐々に広がってきましたが、コロナ禍や災害時において、性差により受ける影響やニーズの違い等の課題が浮き彫りとなり、改めてジェンダー平等の視点からの対応が求められています。

こうした状況を受け、本市は、このたび令和７年度から始まる「第４次やまと男女共同参画プラン」を策定いたしました。本プランは、令和２年に策定された国の「第５次男女共同参画基本計画」（令和５年一部変更）を踏まえるとともに、令和６年４月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」における市町村基本計画としても位置付けるものです。今後は、この第４次プランに基づき、さまざまな施策を総合的に推進してまいります。

最後になりますが、本プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、大和市男女共同参画懇話会及び外部アドバイザーの皆様、また、アンケート調査等にご協力をいただきました市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和７年３月  
大和市長 古谷田 カ

# 目 次

## I プランの基本的な考え方

|             |   |
|-------------|---|
| 1 趣旨.....   | 1 |
| 2 位置づけ..... | 1 |
| 3 計画期間..... | 2 |
| 4 進行管理..... | 2 |

## II 施策の体系図.....3

## III プラン策定の背景

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1 国の動向.....        | 5 |
| 2 県の動向.....        | 7 |
| 3 大和市の近年の取り組み..... | 8 |

## IV 男女共同参画をめぐる状況

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 女性の参画をめぐる状況.....           | 9  |
| 2 女性の職業生活に関する状況.....         | 11 |
| 3 ワーク・ライフ・バランスから見る労働の状況..... | 13 |
| 4 育児・介護をめぐる状況.....           | 16 |
| 5 男女の健康をめぐる状況.....           | 18 |
| 6 配偶者等からの暴力をめぐる状況.....       | 21 |
| 7 固定的な性別役割分担意識の現状.....       | 23 |
| 8 人権に対する理解.....              | 25 |
| 9 生活上の困難を抱える人たちをめぐる状況.....   | 27 |
| 10 大和市の人口の状況.....            | 29 |

## V プランの内容

|             |    |
|-------------|----|
| 1 基本理念..... | 31 |
| 2 基本目標..... | 31 |

## VI 施策の展開

|      |       |                        |    |
|------|-------|------------------------|----|
| 基本目標 | 1     | あらゆる分野への男女共同参画の推進..... | 32 |
| 個別目標 | 1－（１） | 意思決定過程への女性の参画促進.....   | 33 |
| 個別目標 | 1－（２） | 女性活躍の推進.....           | 33 |

|      |       |                           |    |
|------|-------|---------------------------|----|
| 基本目標 | 2     | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 | 34 |
| 個別目標 | 2－（１） | 仕事と生活を両立するための労働環境づくり      | 35 |
| 個別目標 | 2－（２） | 男女ともに子育て・介護のできる環境づくり      | 36 |
| 基本目標 | 3     | 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし | 37 |
| 個別目標 | 3－（１） | 生涯を通じた心身の健康支援             | 38 |
| 個別目標 | 3－（２） | DV（ドメスティック・バイオレンス）等の根絶    | 39 |
| 個別目標 | 3－（３） | 困難を抱えた女性に対する支援            | 40 |
| 個別目標 | 3－（４） | 防災における男女共同参画の推進           | 41 |
| 基本目標 | 4     | 誰もが尊重されるジェンダー平等社会         | 42 |
| 個別目標 | 4－（１） | お互いを尊重し合う意識の醸成            | 43 |
| 個別目標 | 4－（２） | すべての人が自立して暮らせる地域社会づくり     | 44 |

## VII 推進体制 45

## VIII 資料編

|   |                                              |    |
|---|----------------------------------------------|----|
| 1 | 成果指標と目標値の設定理由                                | 46 |
| 2 | 策定経過                                         | 47 |
| 3 | 男女共同参画のあゆみ                                   | 48 |
| 4 | 関連法律等                                        |    |
|   | （１）男女共同参画基本法                                 | 53 |
|   | （２）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律                | 57 |
|   | （３）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律                    | 69 |
|   | （４）政治分野における男女共同参画の推進に関する法律                   | 76 |
|   | （５）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律                     | 78 |
|   | （６）性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 | 83 |
|   | （７）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章                  | 85 |
|   | （８）イクボス宣言                                    | 87 |

# I プランの基本的な考え方

## 1 趣旨

これまでに、国は、平成 11（1999）年 6 月に施行された男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。

令和 2（2020）年 12 月には、国は男女共同参画基本計画を改訂し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み等により、我が国の男女共同参画は国際的に遅れていること、政治分野においては女性の参画が少なく、経済分野においては役員や管理職等の意思決定過程への女性の登用が十分ではないことから、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの加速化の必要性を指摘するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が想定されるなかで、非常時に女性にかかる困難が深刻化しないよう、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進していく必要があるとしています。

また、令和 6（2024）年 4 月には、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、市町村は困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に努めることとされました。

こうした状況のなか、本市においては、「第 3 次やまと男女共同参画プラン」により、男女共同参画社会の実現の総合的かつ計画的な推進に取り組んできましたが、令和 6（2024）年度をもって同プランの計画期間が終了することから、国の計画や関連法の施行等を踏まえ、新たな課題解決に向けて、「第 4 次やまと男女共同参画プラン」を策定します。

## 2 位置づけ

- （1）「第 10 次大和市総合計画」の「将来都市像実現に向けた目標 4 地域の絆が深く、多様性を認め合うまち」における個別計画として位置づけます。策定及び推進に当たっては、市の関連計画との整合性を図ります。
- （2）「男女共同参画社会基本法（第 14 条）」に規定された本市の基本的な計画です。
- （3）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第 2 条）」（以下、「配偶者暴力防止法」）に基づく市町村基本計画です。
- （4）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第 6 条）」（以下、「女性活躍推進法」）に基づく市町村推進計画です。
- （5）「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（第 8 条）」（以下、「女性支援法」）に基づく市町村基本計画として新規に位置付けます。
- （6）国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）」の内容を踏まえたものになっています。

### 3 計画期間

市の「大和市総合計画」の基本計画及び国と県の計画期間を踏まえ、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。

### 4 進捗管理

本プランの進捗状況の確認及び評価は、大和市男女共同参画懇話会で行います。

また、具体的な取り組みについては実施計画を別に定めます。その進捗状況はPDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：点検、Action：改善）サイクルのもと毎年度把握し、大和市男女共同参画行政推進会議で評価を行い、適切な進捗管理を行います。

#### コラム 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み

SDGs とは、持続可能な環境や社会を実現するために 2015 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」を理念とし、2016 年から 2030 年を期間とする 17 の国際目標と 169 のターゲットで構成されています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものです。その 17 ある国際目標の中の 5 番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。



## Ⅱ 施策の体系図

### <基本理念>

性別にとらわれず、だれもが、様々な場面で個性と能力を発揮することのできる社会へ

### <基本目標>

1 あらゆる分野への  
男女共同参画の推進

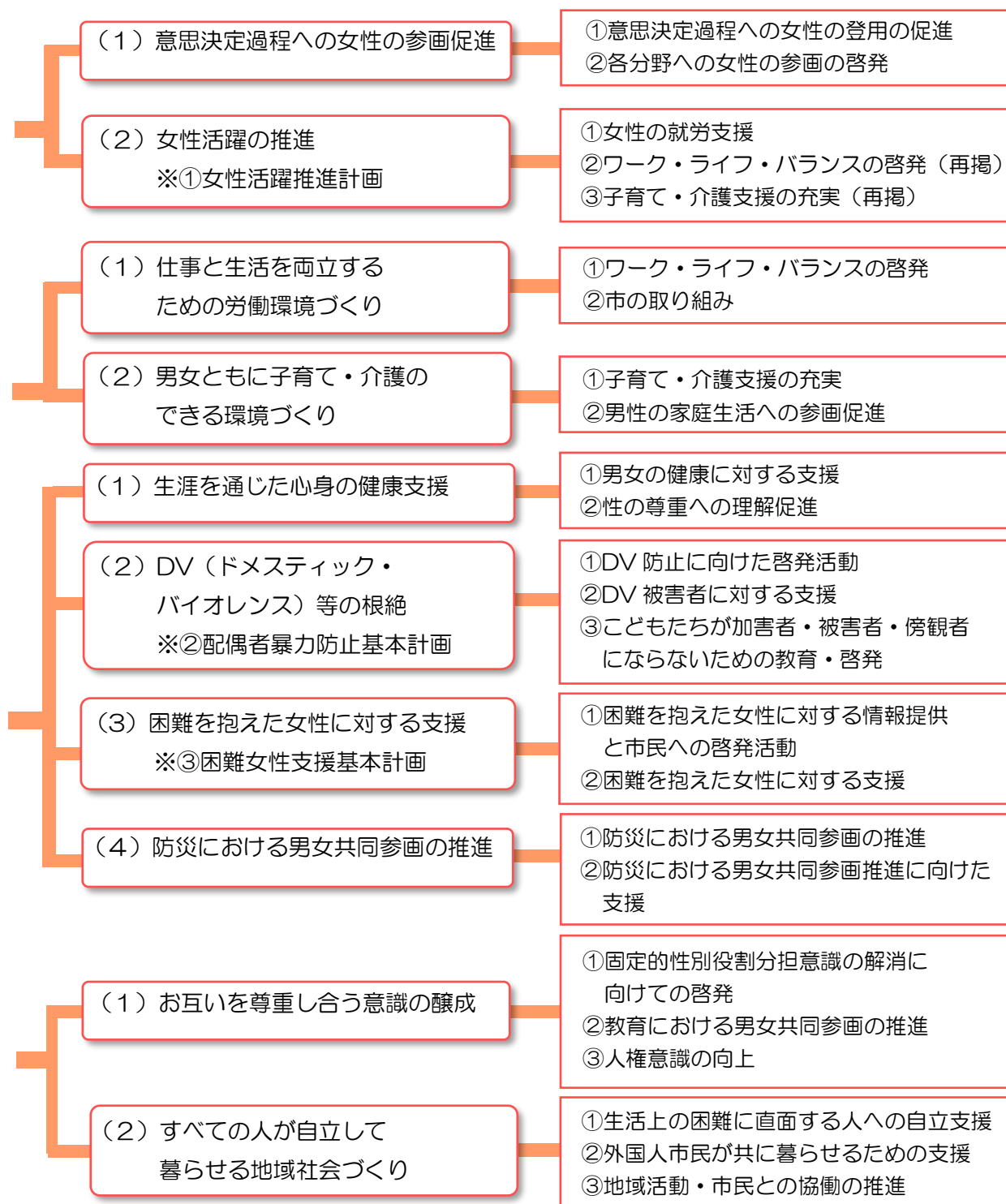
2 仕事と生活の調和  
(ワーク・ライフ・  
バランス) の推進

3 男女共同参画の面から  
見た健やかで安全・  
安心な暮らし

4 誰もが尊重される  
ジェンダー平等社会

## <個別目標>

## <施策>



※①女性活躍推進計画：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画

※②配偶者暴力防止基本計画：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画

※③困難女性支援基本計画：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画

## Ⅲ プラン策定の背景

### 1 国の動向

#### (1) 男女共同参画基本計画について

男女共同参画社会基本法においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

男女共同参画社会基本法に基づき令和2（2020）年12月に策定された第5次男女共同参画基本計画では、目指すべき社会として、以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会

#### (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に平成13（2001）年に公布・施行され、平成16（2004）年、平成19（2007）年、平成25（2013）年、及び、令和5（2023）年に改正されました。

この法律は、配偶者等からの暴力を「暴力」と認め、かつ、それが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」と規定し、暴力や人権侵害の根絶を図るために、保護命令制度の規定、配偶者暴力相談支援センターや女性相談支援員の位置付け、関係機関相互の連携協力の義務付けなど、被害者支援のための仕組みを規定しています。

### **(3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について**

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27（2015）年に成立し、常用労働者数301人以上の事業主（民間企業等）、国及び行政機関に対して、女性の活躍推進に関する行動計画の策定等が義務付けられました。令和元年（2019）には行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を内容とする法改正が行われ、令和4（2015）年からは女性の活躍推進に関する行動計画の策定等の義務が常用労働者数101人以上の事業主に拡大されています。

### **(4)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律について**

平成30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

令和3（2021）年には法改正が行われ、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取り組みの促進や、性的な言動等に起因する問題（セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント等）への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

### **(5)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について**

令和4（2022）年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）が成立しました。女性支援法では、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、女性の人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現」をめざすこととされ、日常生活又は社会生活を送る上で、様々な困難を抱える女性の福祉の増進のため、本人の意思を尊重した切れ目のない福祉的な支援を実施することとされています。

## 2 県の動向

### (1) かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)の策定

県は、昭和57(1982)年を「かながわ女性元年」として、「かながわ女性プラン」を策定した後、平成14(2002)年4月には「かながわ男女共同参画推進条例」の施行、平成15(2003)年度には「かながわ男女共同参画推進プラン」(平成19(2007)年、平成24(2012)年、平成29(2017)年度改定)を策定するなど、男女共同参画社会実現に向けた様々な取り組みを進めています。

令和5(2023)年3月には、「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」(令和5(2023)年から令和9(2027)年度までの5年間)を策定しています。

#### かながわ男女共同参画推進プラン概要

##### <基本目標>

すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ

##### <基本理念>

- I 人権の尊重
- II あらゆる分野への参画
- III ワーク・ライフ・バランスの実現
- IV 固定的な性別役割分担意識等の解消

##### <重点目標>

- 1 あらゆる分野における男女共同参画
- 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現
- 3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし
- 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備
- 5 推進体制の整備・強化

### (2) かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の策定

これまでは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく県の基本計画として策定された「かながわDV防止・被害者支援プラン」に基づき、DV被害者の支援が行われていました。

令和6(2024)年3月には、困難な問題を抱える女性やDV被害者を包括的に支援するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画と「かながわDV防止・被害者支援プラン」の改定と合わせた一体的な計画として、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定されました。この計画に基づき、当事者が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざして、取り組みが進められています。

### 3 大和市の近年の取り組み

市は、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法が施行されたことに伴い、男女共同参画社会の実現のため、平成12（2000）年に「やまと男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、平成21（2009）年に男女共同参画を所管する国際・男女共同参画課を発足し、平成24年（2012）年「第2次やまと男女共同参画プラン」、平成31（2019）年「第3次やまと男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の推進を図ってきました。

| 年                | 施策                |
|------------------|-------------------|
| 平成12年<br>(2000年) | やまと男女共同参画プラン策定    |
| 平成21年<br>(2009年) | 国際・男女共同参画課発足      |
| 平成23年<br>(2011年) | やまと男女共同参画プラン延長    |
| 平成24年<br>(2012年) | 第2次やまと男女共同参画プラン策定 |
| 平成28年<br>(2016年) | イクボス宣言（注1）        |
| 平成31年<br>(2019年) | 第3次やまと男女共同参画プラン策定 |

（注1）大和市の幹部職員が平成28（2016）年5月26日に宣言したもの。宣言文はp87を参照のこと。「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことを指す。

## IV 男女共同参画をめぐる状況

社会のあらゆる場面について、男女の平等の観点から分析を行い、課題を見ていきます。

### 1 女性の参画をめぐる状況

- 世界経済フォーラムが毎年発表する社会全体の男女格差を示す「ジェンダーギャップ指数」において、令和6（2024）年の我が国の順位は146か国中118位となりました。この指数は経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから作成されているものです。前年令和5（2023）年の125位と比べると、改善していますが、経済、政治の分野の順位は依然として低い状況にあります（図表-1）。
- 国は、平成15（2003）年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位（注2）に女性が占める割合を少なくとも30%にする」（男女共同参画推進本部決定）という目標を設定し、女性の参画への取り組みを推進してきましたが、第5次男女共同参画基本計画（令和5（2023）年12月26日一部変更）では、「2020年代の可能な限り早期に30%程度」を目指すとし、さらに、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会となることを目指す」としています。
- 市の行政職給料表（1）が適用される職員（以下、「行（1）職員」）（注3）の内、管理・監督職における女性の割合は令和6（2024）年4月22.8%となり、着実に増加しています（図表-2）。
- 審議会等における女性の割合は令和6（2024）年4月29.5%と、依然として横ばいの状態が続いています（図表-3）。
- 地域における女性の参画については、ここ数年間で、自治会長は約9%前後と横ばいを続け、一方でPTA会長は徐々に増え約40%となっています。
- 市の意識調査（注4）では、指導的地位に女性が占める割合を増やすために必要なこととして、「女性の役職等就任への意識改革」が46.8%と最も高く、次いで「家族の支援や協力」が45.7%、「組織の運営体制の改善」が43.7%となっています。

### 課題

社会の活力を高めていくためには、あらゆる分野の意思決定過程において、男性のみならず女性の視点を取り入れていくことが必要です。そのためには、女性が参画する機会を確保するとともに、女性が参画しやすい環境を整えることが必要であり、さらに、女性が知識や経験を蓄積し、能力を発揮して活躍するための支援や、女性自身の意識改革を促す取り組みも重要です。

（注2）①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当（2007年男女共同参画会議決定）

（注3）一般の行政事務に従事する事務職員や技術職員等

（注4）大和市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

## 主なデータ

図表-1

GGI (ジェンダーギャップ指数)

※0 が完全不平等、1 が完全平等

2023年 日本

| 分野 | 順位   | 値     |
|----|------|-------|
| 総合 | 125位 | 0.647 |
| 経済 | 123位 | 0.561 |
| 教育 | 47位  | 0.997 |
| 健康 | 59位  | 0.973 |
| 政治 | 138位 | 0.057 |

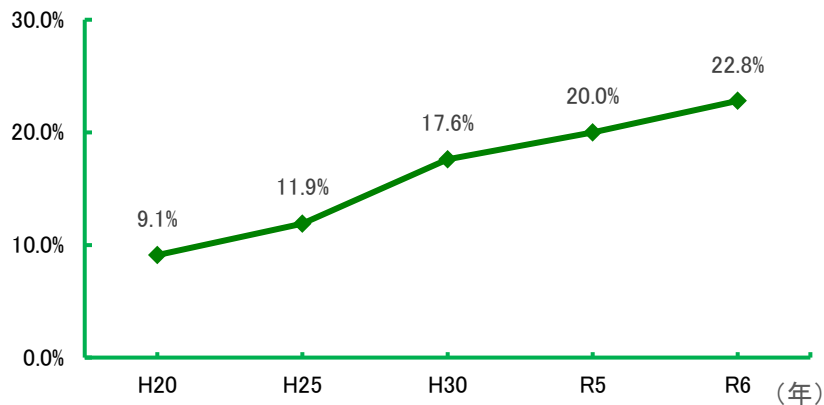
2024年 日本

| 分野 | 順位   | 値     |
|----|------|-------|
| 総合 | 118位 | 0.663 |
| 経済 | 120位 | 0.568 |
| 教育 | 72位  | 0.993 |
| 健康 | 58位  | 0.973 |
| 政治 | 113位 | 0.118 |

出典：内閣府男女共同参画局作成のデータを基に市国際・市民共生課作成

図表-2

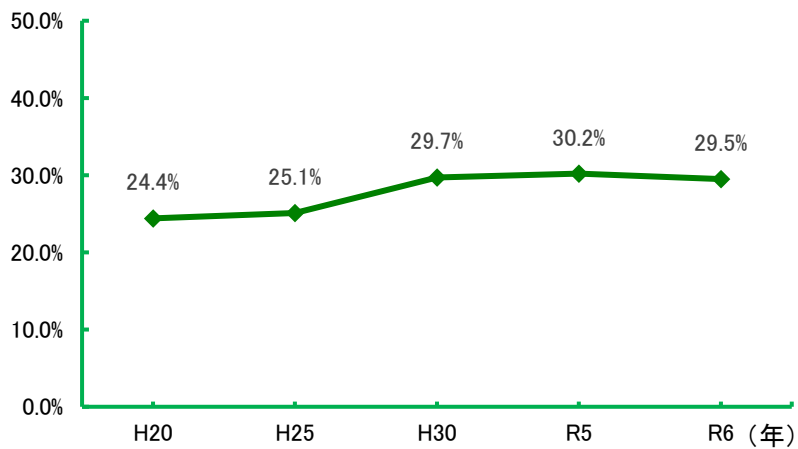
大和市の管理・監督職(行政職(1))における女性の割合



出典：市国際・市民共生課作成

図表-3

大和市の審議会等における女性の割合



出典：市国際・市民共生課作成

## 2 女性の職業生活に関する状況

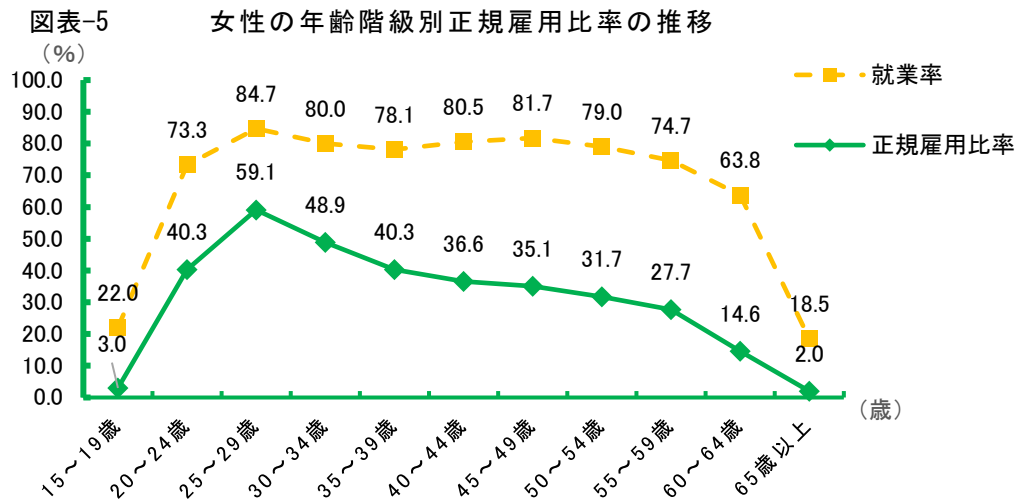
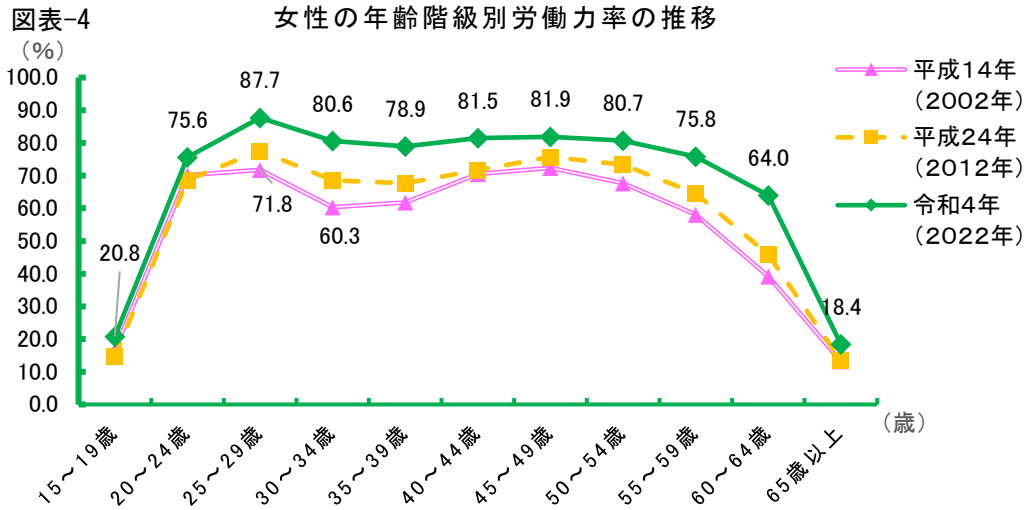
- 女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期にあたる20代後半から30代に低下する、いわゆるM字カーブ問題は、女性が結婚や出産を機に一時的に労働市場から離れることが多いため、労働力率が一時的に低下し、その後再び上昇するというパターンを示していました。しかし、近年では、保育施設の増設等の保育の受け皿整備や待機児童対策等の取り組みにより、このM字カーブが浅くなり、徐々に解消されつつあります。平成14年（2002年）から、平成24年（2012年）、令和4年（2022年）と女性の就業率は上昇しており、結婚や出産を契機に仕事を辞める人は減ってきていると考えられます（図表-4）。しかしながら、女性の正規雇用比率は25歳から29歳をピークに減少し、いわゆるL字カーブを描いています（図表-5）。
- 国が雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和に係る成果目標としている「第一子出産前後の女性の継続就業率」は、国立社会保障・人口問題研究所の調べ（注5）によると、平成22年～26年（2010年～14年）の57.7%から、平成27年～令和元年（2015年～19年）には69.5%と大きく上昇していますが、およそ30%の女性は第一子出産を機に退職していることがうかがえます。
- 市の意識調査によると、女性が社会で働くことについての考え方では、「結婚や出産に関わらず働き続ける方がよい」の割合が41.1%と最も多く、次いで「子どもができれば仕事はやめ、大きくなったら再び働く方がよい」が28.6%となりました。前回の調査結果では、「子どもができれば仕事はやめ、大きくなったら再び働く方がよい」とする割合が37.6%で最も高く、今回の調査で1位と2位が入れ替わっていることから、女性の就業についての考え方が大きく変化していることがうかがえます（図表-6）。
- また、女性が働き続けるために必要な取り組み・支援については、「職場の上司・同僚が、仕事と子育て・家事等の両立に理解があることが必要」の割合が78.3%と最も多く、次いで「育児休業や介護休暇を取りやすい職場の体制や雰囲気形成することが必要」が70.6%となっています。

### 課題

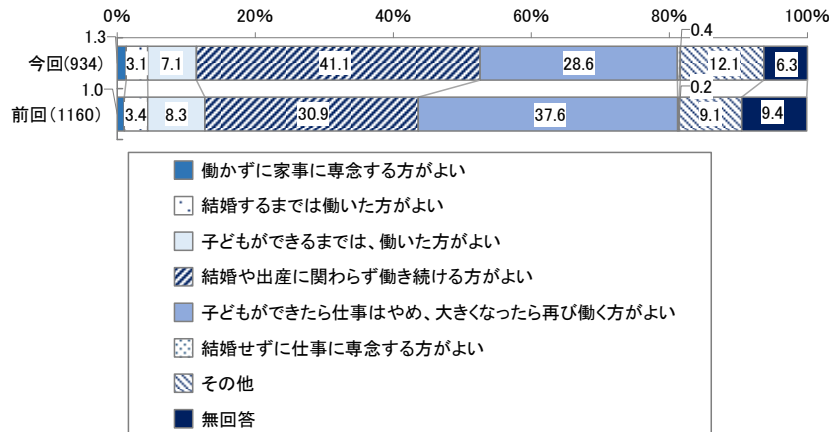
さまざまな取り組みによって、結婚や出産によって仕事を辞める女性は以前よりも減少していますが、未だ、出産後に就業を継続していない女性は約30%に及んでいます。また、職業能力は十分に有しているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識を背景に、就業を希望していない女性も少なくないものと考えられます。女性も男性も、その能力を十分に発揮するために多様で柔軟な働き方を推進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することがますます重要となっています。

（注5）国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」令和3年

## 主なデータ



図表-6 女性が社会で働くことについての考え方



### 3 ワーク・ライフ・バランスから見る労働の状況

- 男性も女性も、日常的な家事・育児・介護と、経済的自立や自己実現のための仕事の両立を目指すことはもちろんのこと、個人として多様な活動に参加し、仕事以外の活動の場や役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をおくる上で大切なことです。
- 働き方をめぐっては、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による差別・区別等が大きな障壁となっていますが、国の調べによると、男性で 39.5%、女性で 28.4%、全体として 33.5%が、未だ「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識を持っています（図表-7）。
- また、厚生労働省の調べによると、民間企業における男性の育児休業取得率は令和 4（2022）年で 17.13%となっており、国の計画の目標値である 30%（令和 7 年／2025 年）には及ばない状況にあることがわかります（図表-8）。なお、大和市職員の男性の育児休業取得率（2 週間以上を対象）は 46.7%（令和 4 年度）となっています。
- 市の意識調査によると、育児や介護の休暇・休業制度を利用しなかった人の理由は「制度を利用しにくい雰囲気職場にあるから」が 51.7%と最も多くなっています。
- また、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のバランスの理想と現実では、男性は理想で『仕事』と『家庭生活』をともに優先したいものの、現実では『仕事』を優先し、女性は「家庭生活」や『仕事』と『家庭生活』をともに優先したいところ、実際には『家庭生活』を優先している現状が見えてきました（図表-9）。
- さらに、ワーク・ライフ・バランスを進めるために重要なことについては、「育児休業や介護休暇を取りやすい職場の体制や雰囲気の形成」が 52.9%と最も高く、続いて「仕事中心という社会全体の仕組みを改める」が 45.8%となっています（図表-10）。

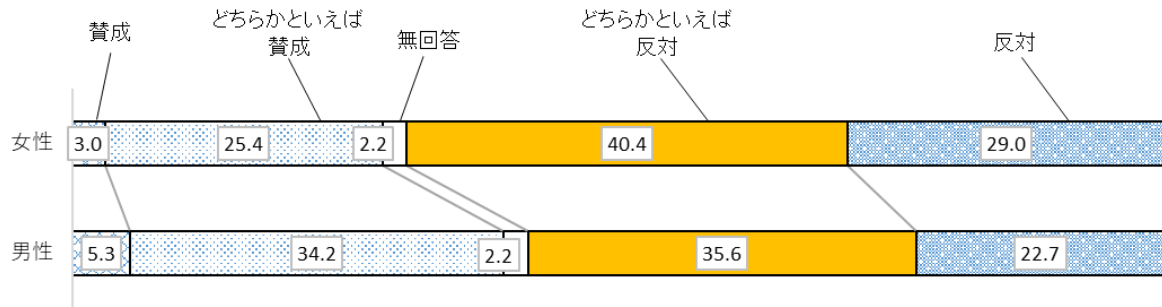
### 課題

男性も女性も人生 100 年時代を意識した働き方・暮らし方の変革が必要であり、全ての人が若いときからその時々的人生ステージにおいて、それぞれの希望に応じた多様な働き方を選択できることが求められます。

育児や介護に関する職場の理解を促すとともに、仕事と両立するための職場環境の整備や、意識の醸成が必要となります。

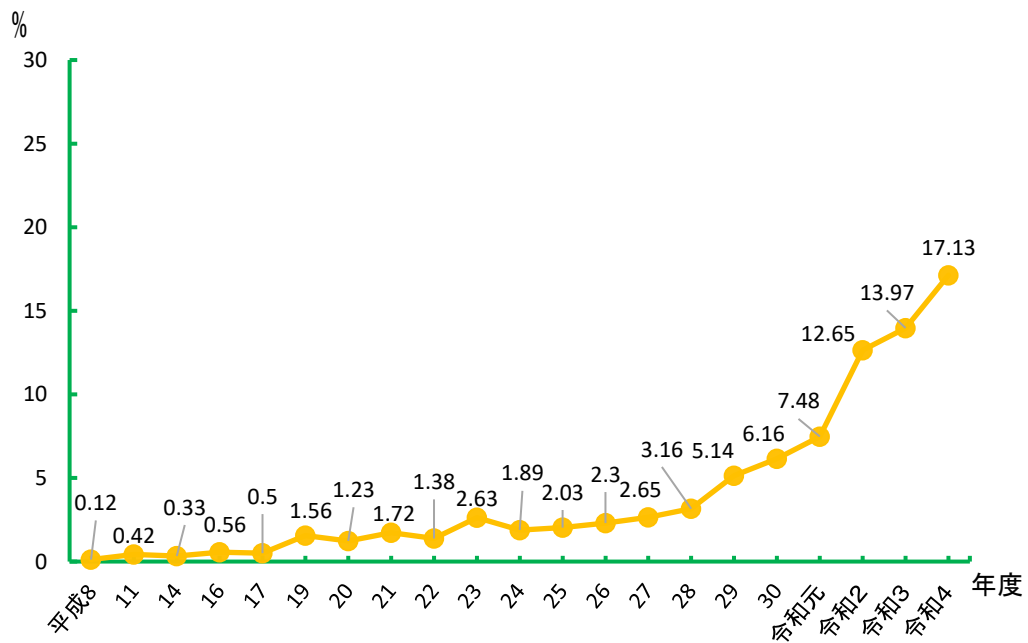
## 主なデータ

図表-7 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識



出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」令和4年を基に市国際・市民共生課作成

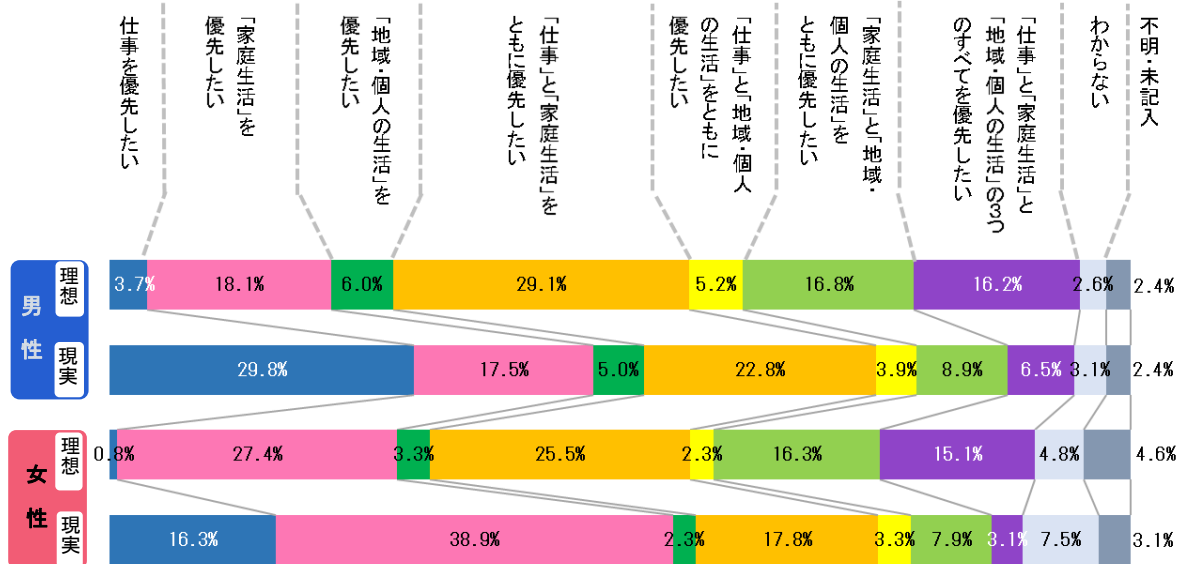
図表-8 民間企業における育児休業取得率の推移



出典：厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」令和5年

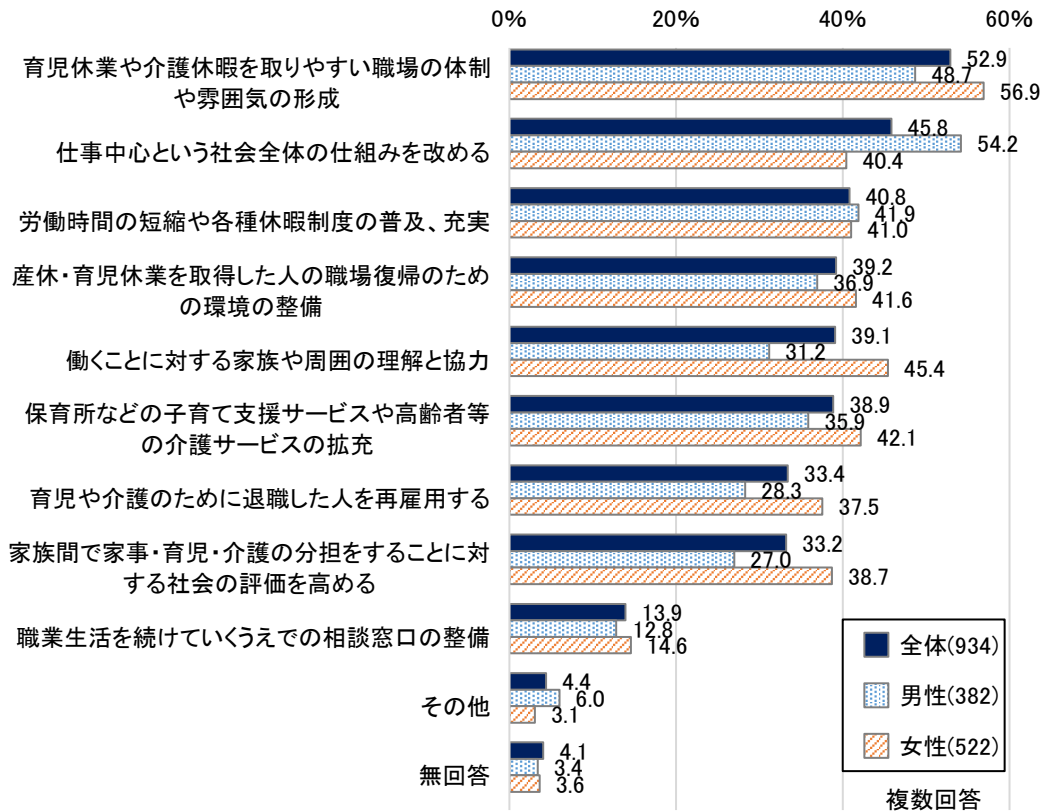
## 主なデータ

図表-9 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のバランスの理想と現実



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

図表-10 ワーク・ライフ・バランスを進めるために重要なこと



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

## 4 育児・介護をめぐる状況

- ・こども家庭庁の調べ（注6）では、保育所等（保育所及び幼保連携型認定こども園（注7）等）の定員について、令和5（2023）年4月1日時点で約305万人であるのに対して、待機児童数は2,680人となっています。また、放課後児童クラブの利用を希望するものの利用できない児童数は、1万6,276人（注8）となり、解消が必要な状況です。なお、市における保育所等入所待機児童数は令和6（2024）年4月1日時点で0人となっています。
- ・総務省の調べによると、介護・看護を理由として過去1年以内に退職した数は、令和3（2021）年10月～令和4（2022）年9月で約10万6千人となり、うち男性が約2万6千人、女性が約8万人を占めています（図表-11）。
- ・市の意識調査によると、家事・育児・介護の役割分担については、「男女が協力しあっている」割合は家事が82.2%、育児が84.8%、介護が57.9%となりました。また、「女性が主に担う」に関しては、家事が13.6%、育児が9.5%と、依然として固定的な意識が残っている状況です。
- ・また、男性が家事・育児・介護・地域活動を行うために必要なことでは、「夫婦やカップル、家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が58.6%と最も高くなっています（図表-12）。なお、30代の男女の回答をみると、「労働時間の短縮や休暇を取りやすくすることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」が全体の割合よりも上位にきています。

### 課題

働きたい女性が働き続け、かつ男女が共に多様な生き方を選択できるようになるためには、育児・介護の環境の整備が欠かせません。

市においては育児の環境の整備を進めているものの、男性が家庭生活に参画することに対する意識は未だ低いことから、理解促進と啓発に取り組む必要があります。

また、昨今、晩婚化や晩産化が進む中では、育児と同時に介護に直面するダブルケア（注9）の問題もあり、これらの問題を個人が一人で担うのではなく、企業や地域など社会全体で支えていくことが重要です。

（注6）こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ（令和5年4月1日）」

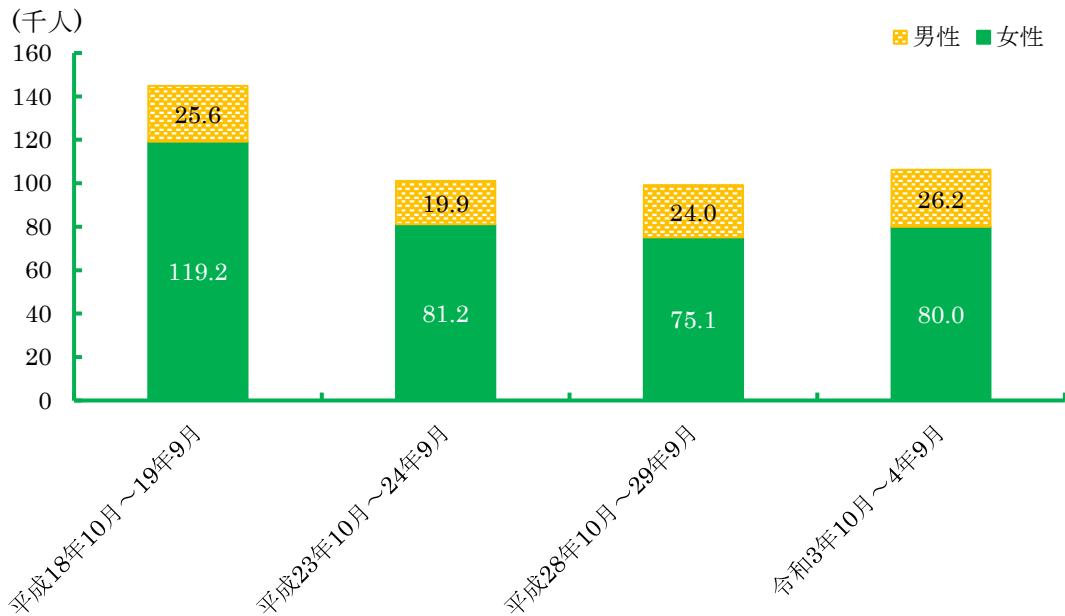
（注7）幼保連携型：幼稚園の機能と保育所の機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設 こども園：教育・保育を一体的に行う施設

（注8）こども家庭庁「令和5年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和5年5月1日）」

（注9）晩産化・晩婚化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受けるということ。

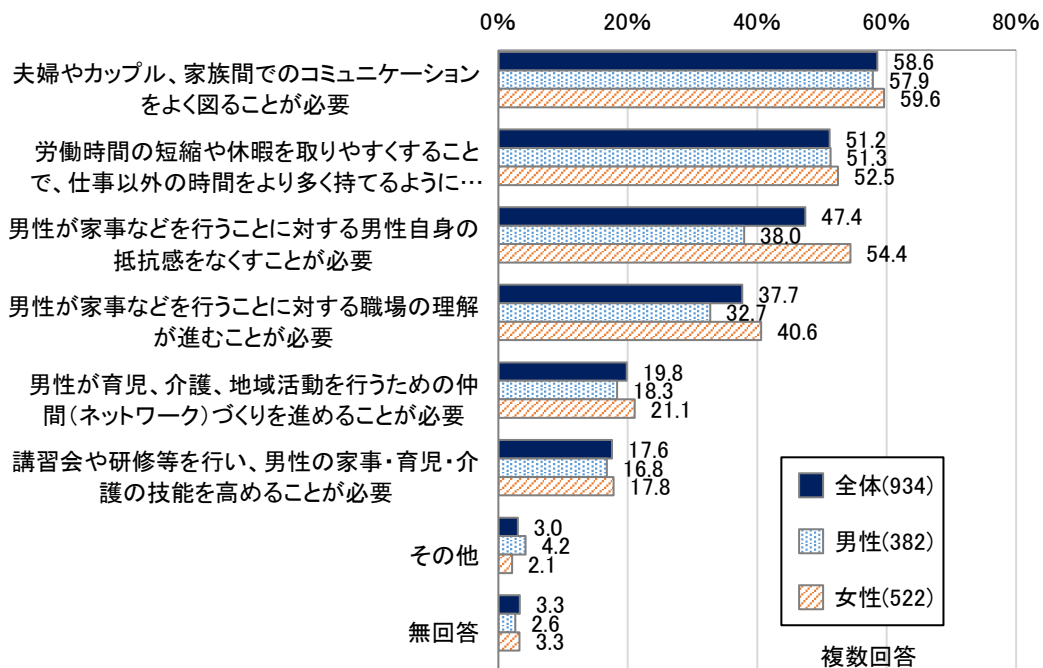
## 主なデータ

図表-11 家族の介護・看護を理由とする離職者数の推移



出典：総務省「就業構想基本調査」（平成19年、24年、29年、令和4年）

図表-12 男性が家事・育児・介護・地域活動を行うために必要なこと



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

## 5 男女の健康をめぐる状況

- 内閣府の調べでは、我が国の令和元（2019）年の平均寿命は女性 87.45 年、男性 81.41 年、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は女性 75.38 年、男性 72.68 年となっています。この平均寿命と健康寿命の差（不健康な期間）は女性が 12.06 年、男性が 8.73 年となり、女性は男性より長生きするものの、不健康な期間が長くなっていることがわかります（図表-13）。
- 厚生労働省の調べ（注 10）によると、女性のがん検診受診率については、令和 4（2022）年で子宮頸がん検診（20～69 歳）が 43.6%、乳がん検診（40～69 歳）は 47.4%となり、国の目標である 50%には達していない状況となっています。なお、市の女性のがん検診受診率では、令和 5（2023）年度で乳がんが 17.1%、子宮頸がんが 17.3%となります（図表-14）。
- 厚生労働省の調べによると、運動習慣のある者の割合は、令和元（2019）年で 20 歳～64 歳の男性 23.5%、女性 16.9%となり、国の目標値である男性 36%、女性 33%（令和 4（2022）年度）とは、差があることがわかります（図表-15）。
- 市における「自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合」は、目標値 71.0%（令和 6（2024 年））に対し、令和 4（2022）年で 62.7%となっています。
- 厚生労働省の調べ（注 11）によると、20 歳代女性の 20.7%が「やせ」の状態であり、市の女性のための健康診査結果では、令和 5（2023）年で 22.6%の 20 歳代女性に「やせ」の状態がみられることから、適正体重の維持や早期から望ましい食習慣を身に着けることが大切です。

### 課題

男女ともに平均寿命が延びている中、豊かな人生を実現するためには、一人ひとりが生涯を通じて健康な心身を維持し、自立した生活を営むことができるように取り組む必要があります。

そのためには、一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、自主的に健康づくりに取り組むことができるよう働きかける必要があります。特に、女性は出産・妊娠等の特有のライフイベントや疾病があることから、年齢に応じた健康的課題を抱えることがあり、社会全体が男女の身体的性差に対する理解を深めていくことが重要です。

身体的性差に関する健康に対しては、国際的な概念である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（注 12）」の視点に配慮した取り組みが必要です。

（注 10）厚生労働省「2022 年国民生活基礎調査」令和 4 年

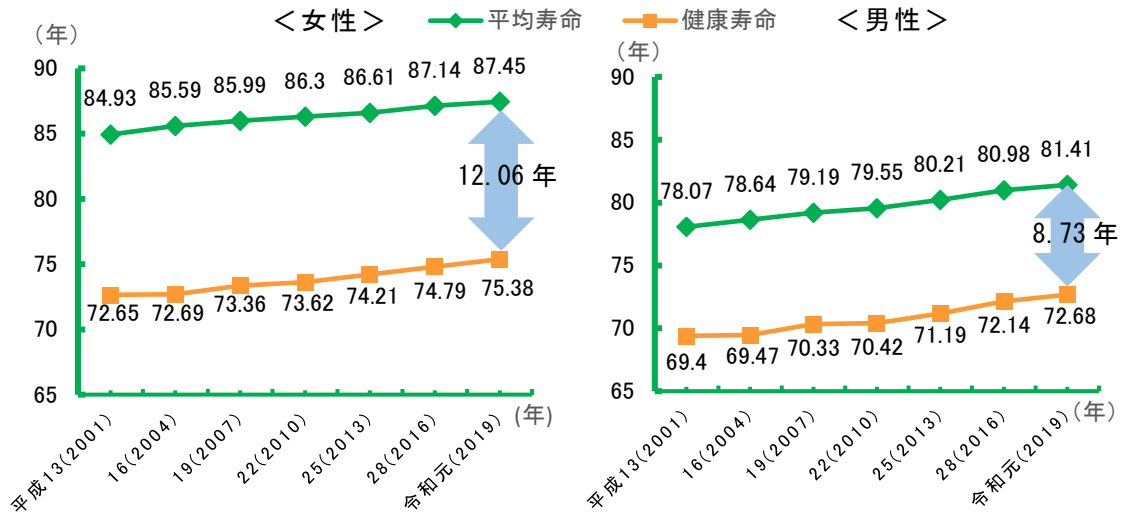
（注 11）厚生労働省「国民健康・栄養調査」令和元年

（注 12）性と生殖に関する健康と権利のこと。詳しくは p20 の「コラム～リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは～」を参照。

## 主なデータ

図表-13

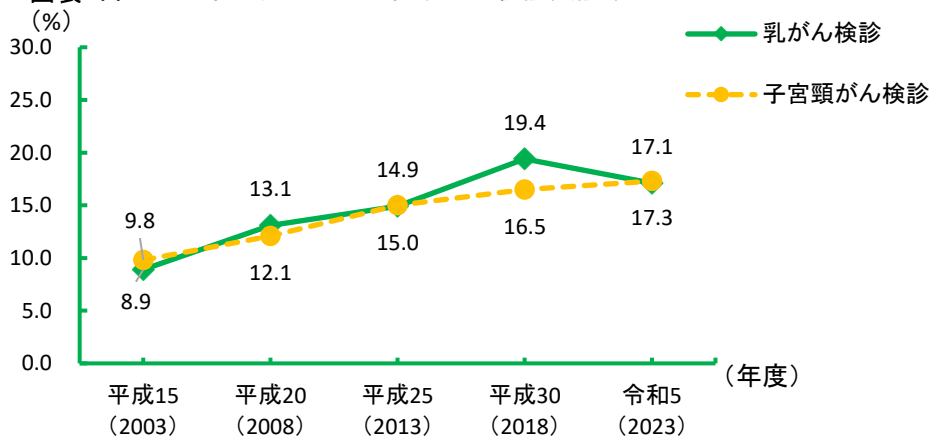
平均寿命と健康寿命の推移



出典：内閣府「令和5年版高齢社会白書」令和5年

図表-14

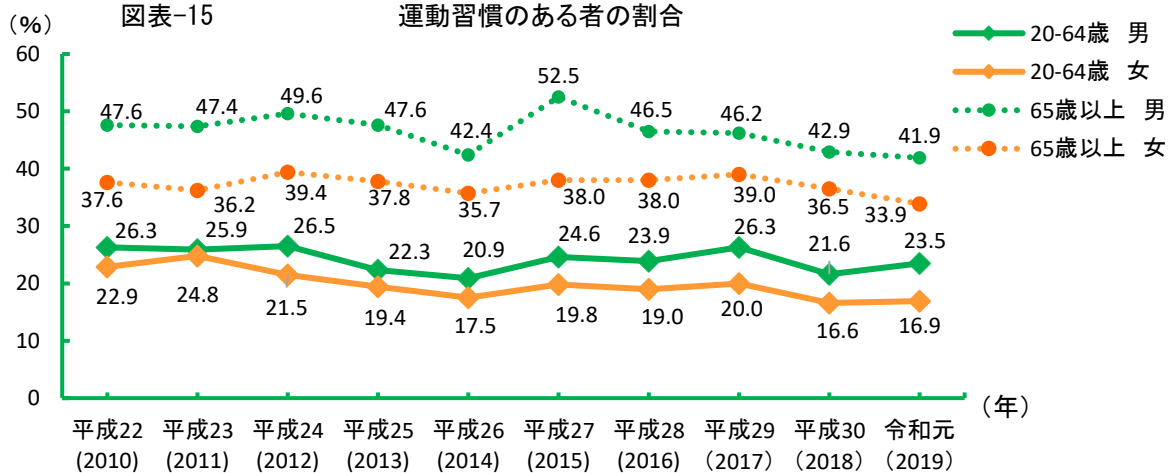
市の乳がん・子宮頸がん検診受診率



出典：市医療健康課のデータを基に国際・市民共生課作成

図表-15

運動習慣のある者の割合



出典：厚生労働省「国民健康・栄養調査」平成22～令和元年を基に市国際・市民共生課作成

## ● ● ● コラム リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは ● ● ●

1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議（ICPD）にて提唱された国際的な概念です。性と生殖に関する健康と権利と訳されます。

### リプロダクティブ・ヘルス（Reproductive Health）

人間の生殖システム及びその機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。

具体的には、人々が安全で満足できる性生活を送り、子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人まで産むかを決める自由をもつことを意味します。

これは、生殖年齢にある男女だけでなく、思春期以後、生涯にわたる性と生殖に関する「健康」を意味し、子どもを持たないライフスタイルを選択する人々を含めた、全ての個人に保障されるべき健康概念です。

すなわち、思春期保健、生殖年齢にあるカップルを対象とする家族計画と母子保健、人工妊娠中絶、妊産婦の健康、HIV/エイズを含む性感染症、不妊、ジェンダーに基づく暴力等、生涯にわたる健康の問題に対し、健康を確保することがこの概念に含まれているのです。

なお、この概念は今日の人口問題対策の基本理念とされています。

### リプロダクティブ・ライツ（Reproductive Rights）

性に関する健康を享受する「権利」のことです。

具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利です。

また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれます。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、カップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれています。

このリプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念のもと、身体的性差のある男女の生涯にわたる健康の管理・保持増進をしようということが考えられているのです。

## 6 配偶者等からの暴力をめぐる状況

- 内閣府の調べ（注13）によると、配偶者等からの身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかについて、受けたことがある人の割合は女性 27.5%、男性 22.0%となっており、「何度もあった」とする割合は、女性 13.2%、男性 7.2%となっています。
- 内閣府の調べによると、全国の配偶者暴力相談センターに寄せられた相談件数は令和4（2022）年度で 12 万 2,211 件となり、高水準で推移している状況になっています（図表-16）。
- 県の調べ（注14）によると、県内の配偶者暴力相談支援センターにおける DV 相談件数は、令和3（2021）年に 5,410 件あり、配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護件数は、160 件となりました。なお、市における DV 相談件数は、令和5（2023）年に 461 件となっています。
- 内閣府の調べ（注15）によると、若年層（16～24 歳）のうち、何らかの性暴力被害に遭っている割合は、26.4%となっています。言葉による性暴力被害が 17.8%と最も高く、次いで身体接触を伴う性暴力被害が 12.4%となっています（図表-17）。

### 課題

DV の相談件数が増加している理由の一つとして、配偶者等からの暴力を DV と認識する割合が高くなっていることが考えられます。被害者救済のために、相談窓口のさらなる周知と支援体制が求められています。

DV 被害者を減らすためには、未然防止に向けての取り組みに加えて、特に若い世代におけるデート DV（注16）の防止にも取り組む必要があります。

また、若い世代にとっての問題として性犯罪・性暴力被害が顕在化していることから、子どもを性暴力の当事者にしないために、誰もが「生命（いのち）を大切にする」、性暴力の「加害者にならない」、「被害者にならない」、「傍観者にならない」ための教育・啓発を強化していくことが必要です。

（注 13）内閣府「男女共同参画白書（令和6年版）」令和6年

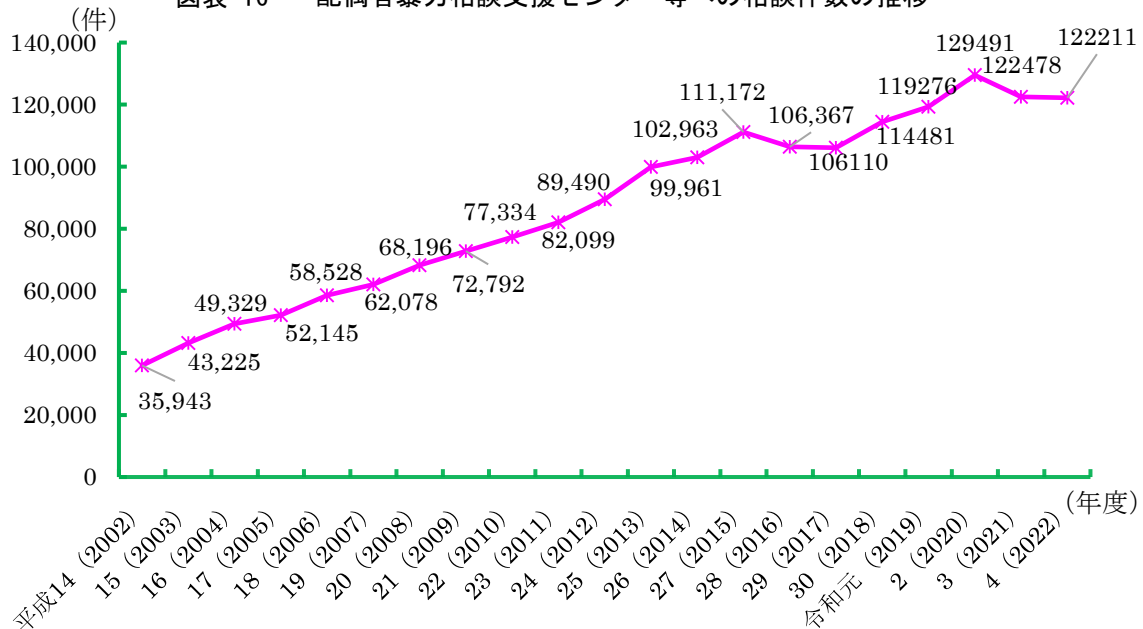
（注 14）神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」令和5年

（注 15）内閣府「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書」令和4年

（注 16）交際相手からふるわれる暴力等のこと。

## 主なデータ

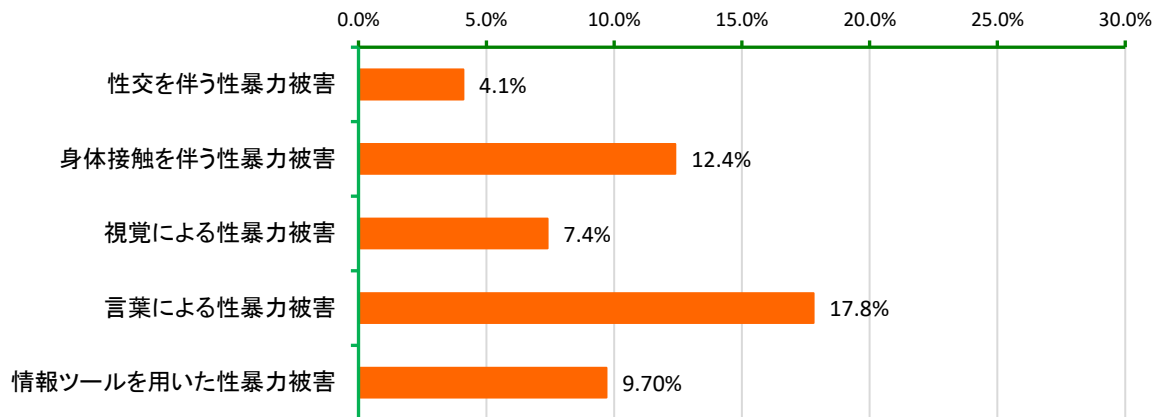
図表-16 配偶者暴力相談支援センター等への相談件数の推移



出典：内閣府「男女共同参画白書（令和6年版）」令和6年

図表-17

### 性暴力被害への遭遇率



出典：内閣府「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書」令和4年

## 7 固定的な性別役割分担意識の現状

- 内閣府の調査（注17）では、社会全体における男女の地位の平等感については、「男性の方が優遇されている」とする割合が「非常に」「どちらかといえば」を合わせて78.7%と高くなっています。「平等」は14.7%、「女性の方が優遇されている」は「非常に」「どちらかといえば」を合わせて4.8%でした（図表-18）。
- 市の意識調査では、「男性の方が優遇されている」と感じている割合が「どちらかといえば」と合わせ66.0%となっており、「平等である」とする割合は21.2%でした（図表-19）。
- また、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「男女ともに仕事をし、家事や育児も分かち合うのがよい」との回答が81.7%と最も高くなりました。なお、性別にみると、「男女ともに仕事をし、家事や育児も分かち合うのがよい」と回答した割合は、男性が76.7%、女性が85.6%と、女性の方が高くなっています。女性は、「分かち合うのがよい」とした割合はいずれの年代でも8割以上と高く、男性は、若年ほど高い傾向にあることもわかりました。
- 子どもの育て方については、男女ともに『男らしさ』『女らしさ』を強調しないが、性差に配慮して育てたほうがよい」とする割合が最も多く57.3%となっています。
- さらに、「男女が平等な関係を築き、生き生き暮らす社会を実現するために必要なことについて」という問いに対しては、割合が高い順で、「職場内の固定観念の意識改革」が57.3%、「しきたりや慣習の改善」が53.9%、「子どものころからの男女平等教育の徹底」が52.4%となりました（図表-20）。

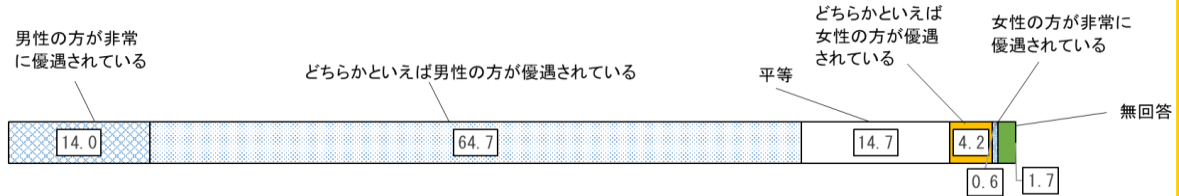
### 課題

「男女ともに仕事をし、家事や育児を分かち合うのがよい」としながらも、男性が社会において優遇されていると感じる割合が高く、職場や日常生活の中において、長年にわたり形成されてきた、性差に起因する固定観念を覆すことができていない実態が見えます。女性も男性も主体的で多様な選択ができ、自分らしく生きるためには、子どもも含め、様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を解消する取り組み、そして男女双方の意識を変えていく取り組みが必要です。そのためには、子どものころから無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による影響が生じないように、理解を促進する必要があります。さらに、関係機関・団体と連携し、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることが必要です。

（注17）内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」令和4年

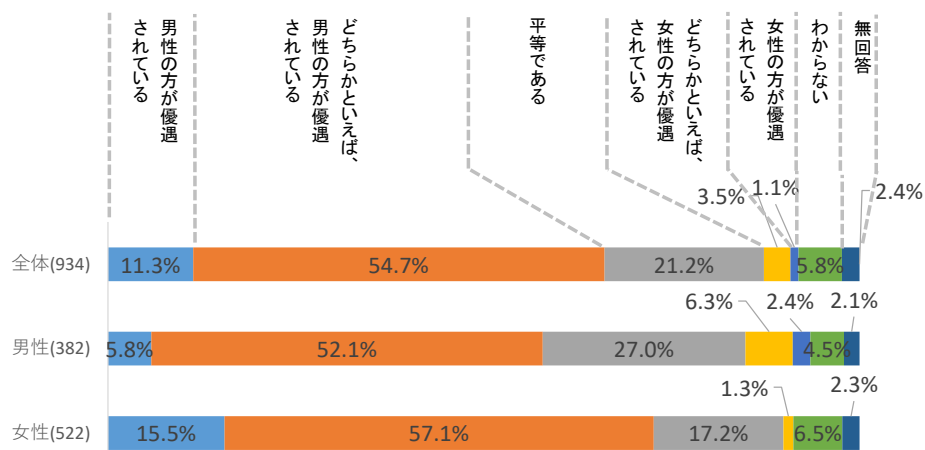
## 主なデータ

図表-18 社会全体における男女の地位の平等感（内閣府）



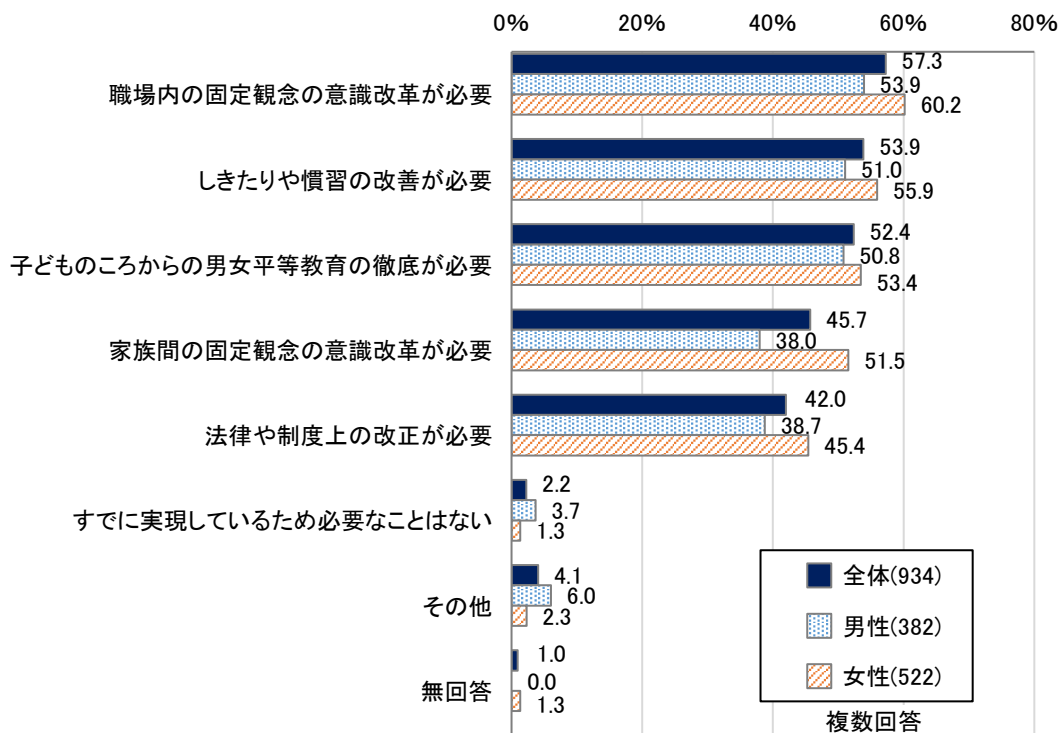
出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」令和4年を基に大和市国際・市民共生課作成

図表-19 社会全体における男女の地位の平等感（大和市）



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

図表-20 男女が平等な関係を築き、生き生き暮らす社会を実現するために必要なこと



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

## 8 人権に対する理解

- ・厚生労働省の調べ（注 18）によると、過去3年間にセクシュアルハラスメントを受けた経験は 6.3%、パワーハラスメントを受けた経験は 19.3%となっています。
- ・ヤングケアラー（注 19）についての厚生労働省の調べ（注 20）によると、自分のみで世話を担う者（0.7%）や世話に長時間費やす者（1日3時間以上 1.9%）が確認されています。
- ・厚生労働省の調べによると、高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等によるものが令和 4（2022）年度で 856 件となり、過去最多となっています（図表-21）。養護者によるものは 1 万 6,669 件で、前年より 1.5%増加となっています（図表-22）。なお、市の高齢者虐待相談・判断件数は、令和 5（2023）年度で養護者の相談 89 件、判断 12 件となっています。また、養介護施設従事者の相談・判断件数は、相談 8 件、判断 2 件となりました。
- ・厚生労働省の調べ（注 21）によると、施設の使用者による障がい者虐待の状況における通報・届け出があり、虐待が認められた事業所数は令和 4（2022）年度で 430 事業所となり、虐待が認められた障がい者数は 656 人となっています。

### 課題

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントは、深刻な精神的苦痛を引き起こすものであり、男女ともに起こりえる重大な人権侵害です。

また、高齢者、障がい者についても、暴力による重大な人権侵害があることにくわえ、ヤングケアラーはその子どもに身体的・精神的に大きい負荷がかかり、子どもの人権を侵害する大きな問題です。子どもから高齢者、及び、障がい者の尊厳が尊重されるよう、人権に関する啓発を行うことが必要です。

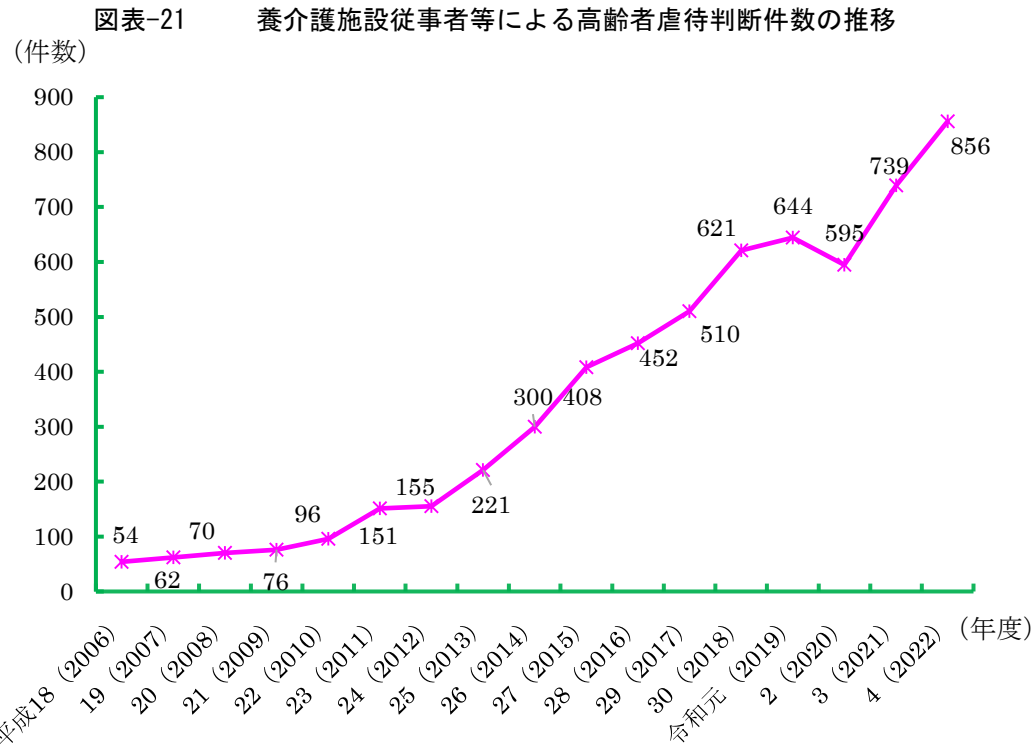
（注 18）厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査」令和 6 年

（注 19）ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（子ども・若者育成支援推進法第 2 条第 7 項）のこと。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと考えられる。

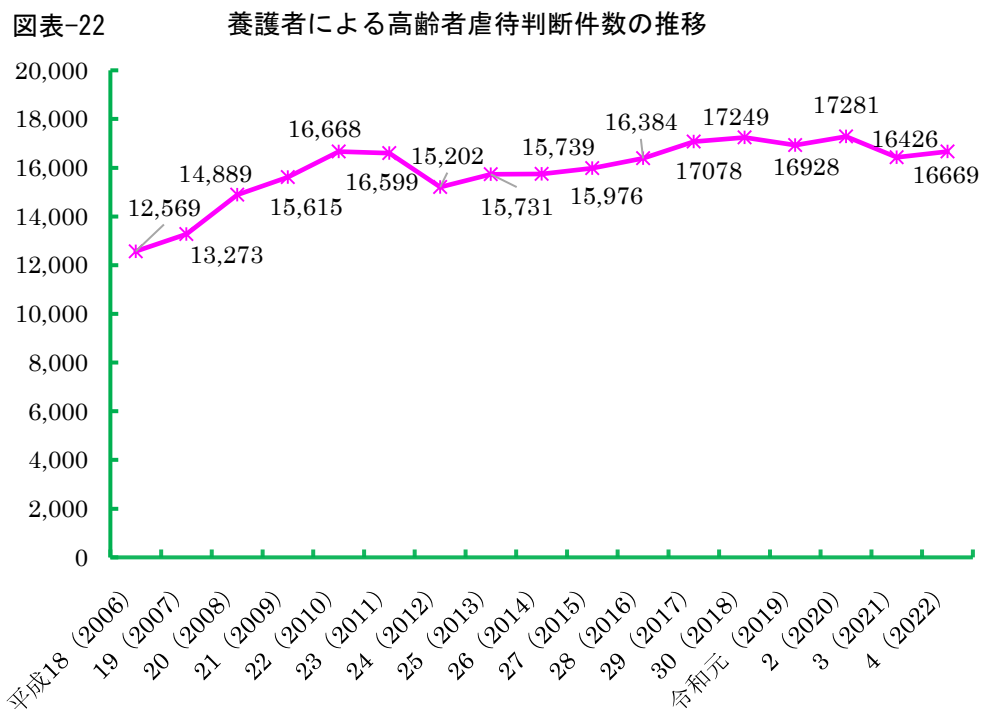
（注 20）厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」令和 3 年

（注 21）厚生労働省『令和 4 年度使用者による障害者虐待の状況等』の結果報告』令和 5 年

## 主なデータ



出典：厚生労働省『「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」令和5年



出典：厚生労働省『「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」令和5年

## 9 生活上の困難を抱える人たちをめぐる状況

- ・内閣府の調べでは、ひとり親の世帯数は約 140 万世帯であり、その内 9 割程度を母子世帯が占めています（図表-23）。母子世帯の平均年間就労収入は200万円で、父子世帯の半分程度となっています。
- ・厚生労働省の調べ（注22）では、65 歳以上の高齢者世帯の世帯構造をみると、「単独世帯」が 855 万 3 千世帯（高齢者世帯の 51.6%）、「夫婦のみの世帯」が 730 万 3 千世帯（同 44.1%）となっており、「単独世帯」をみると、男性は 35.6%、女性は 64.4%となっています。また、この内、日常生活の支出を預貯金を取り崩してまかなっている世帯は、男性単身世帯では 36.6%に対し、女性単身世帯では 47.2%と半数近くとなっています（図表-24）
- ・総務省の調べ（注23）では、我が国の総人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合は 29.1%に達し、男性は人口の 26.0%、女性は 32.1%が 65 歳以上となっています（令和5（2023）年9月15日時点）。また、65 歳以上の雇用者は、令和4（2022）年の時点で7割以上が非正規雇用となっています。
- ・また、障がいがあることや外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合は、さらに複合的な困難を抱えることがあります。
- ・性の多様性について、市の意識調査では、「性的マイノリティの方が日常生活で直面している困難や課題としてどのようなものがあると思うか」という問いに対し、「一般社会の偏見や差別的な言動」とする割合が 69.7%と最も多く、次いで「家族や友人に相談できないことによる孤立感や、将来への不安」が 58.9%でした（図表-25）。

### 課題

誰もが自分らしく自立して暮らすためには、一人ひとりがしっかりとした生活の基盤を持つことが重要となります。

特に、女性は、出産や育児等によって就業を中断せざるを得なかった、非正規雇用で就業していることが多かった等の理由で十分な年金が受け取れず、貧困等の生活上の困難を抱える場合があります。併せて、高齢である、障がいがある、外国籍である等、複合的な要因からさらに困難な状況に置かれていることも考えられるため、よりきめ細かな自立への支援が求められます。

また、性的マイノリティ（LGBTQ<sup>プラス</sup> など）に当てはまる人々は少数者であるがゆえに、生活していく上で周囲から理解を得られないことや偏見から様々な困難を抱えることがあり、性のあり方の違いへの理解を啓発していくことや、相談窓口等の充実・周知が必要です。

（注22）厚生労働省「2023（令和5）年 国民生活基礎調査」令和5年

（注23）総務省「統計からみた我が国の高齢者」令和5年

## 主なデータ

図表-23 母子世帯と父子世帯の平均年間収入

|          | 母子世帯      | 父子世帯     |
|----------|-----------|----------|
| 世帯数      | 123.2 万世帯 | 18.7 万世帯 |
| 平均年間就労収入 | 200 万円    | 398 万円   |

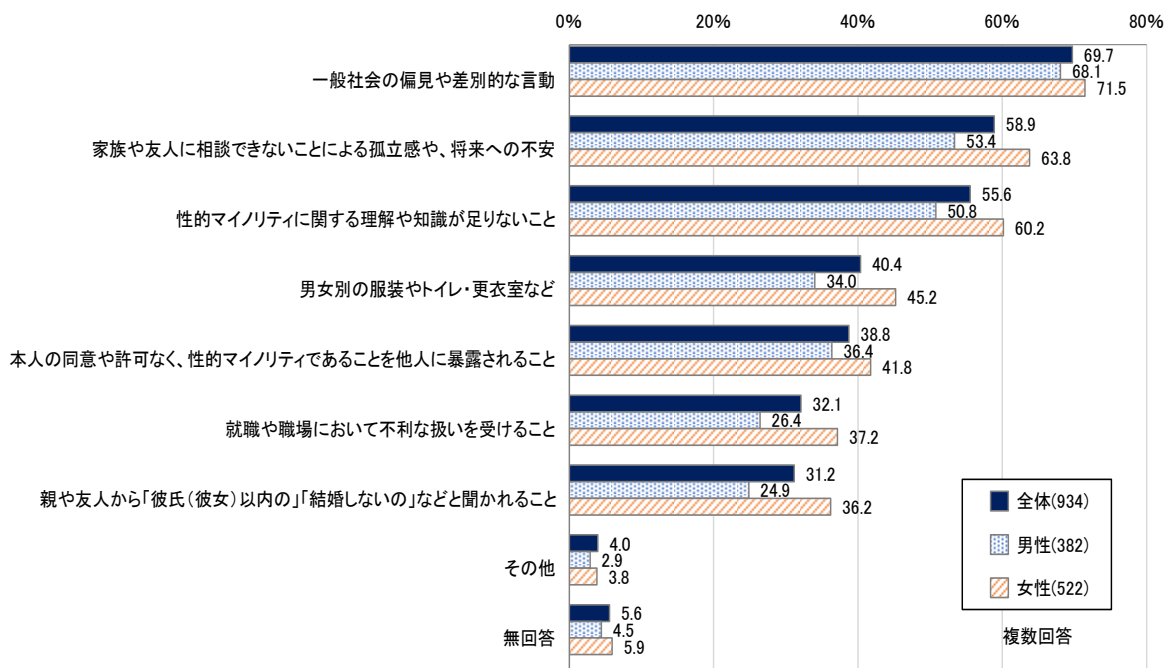
出典：内閣府「男女共同参画白書（令和4年版）」令和4年

図表-24 日常生活の支出を預貯金を取り崩してまかなうことがある割合

| 男性単身世帯 | 女性単身世帯 |
|--------|--------|
| 36.6%  | 47.2%  |

出典：内閣府「令和元年度 高齢者の経済生活に関する調査結果」令和2年を基に市国際・市民共生課作成

図表-25 性的マイノリティの方が日常生活で直面している困難や課題



出典：市「令和4年度大和市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」令和4年

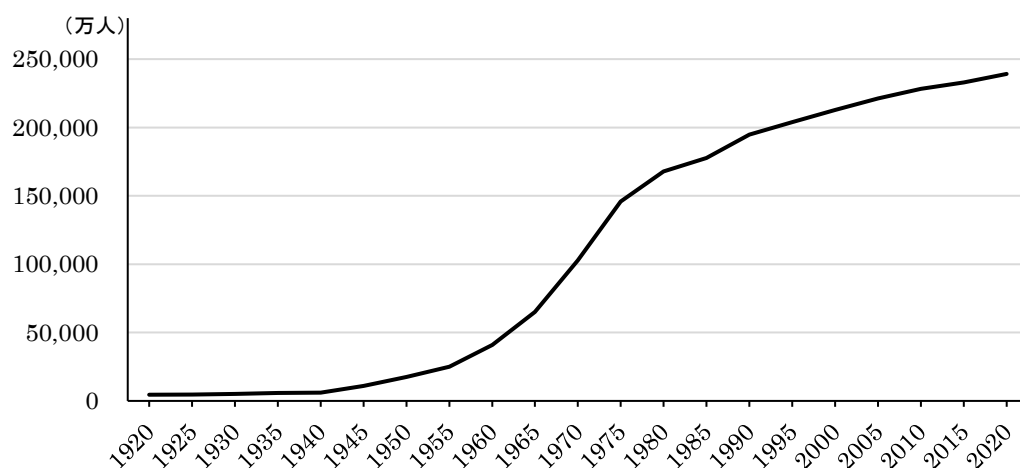
## 10 大和市の人口の状況

### (1)人口の推移

市の人口は、高度成長期に急激に増加、平成4（1992）年には20万人を超え、近年においては微増傾向が続いており、令和5（2023）年10月時点では244,606人（住民基本台帳人口）となっています（図表-26、27）。

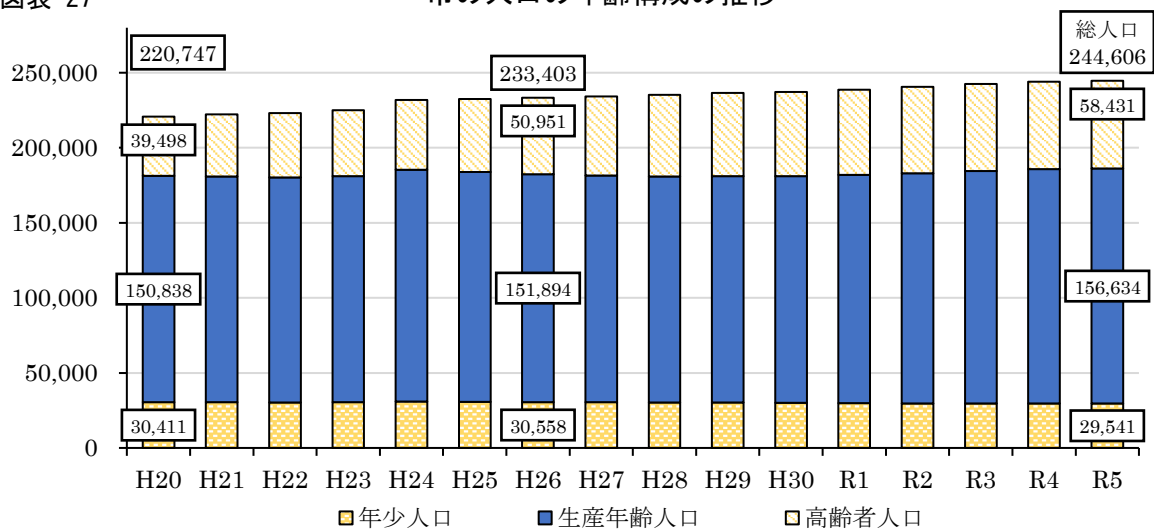
また、年齢構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合が徐々に増え、令和5（2023）年10月時点で、高齢化率は23.9%となっており、少子高齢化が進展しています（図表-27）。

図表-26 市の総人口の推移



出典：大和市統計概要

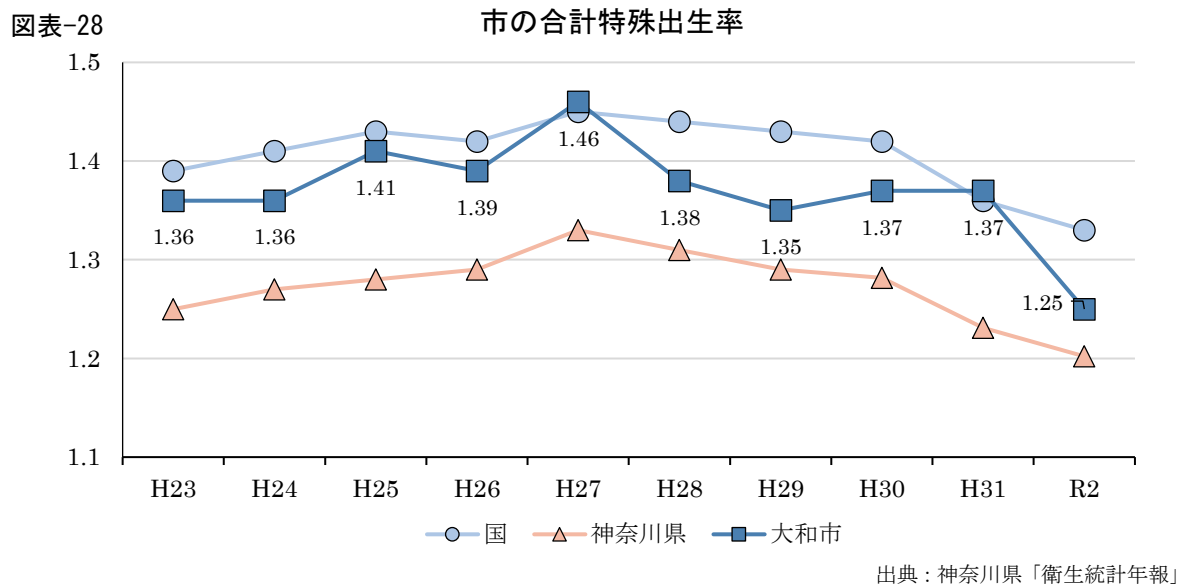
図表-27 市の人口の年齢構成の推移



出典：大和市住民基本台帳人口

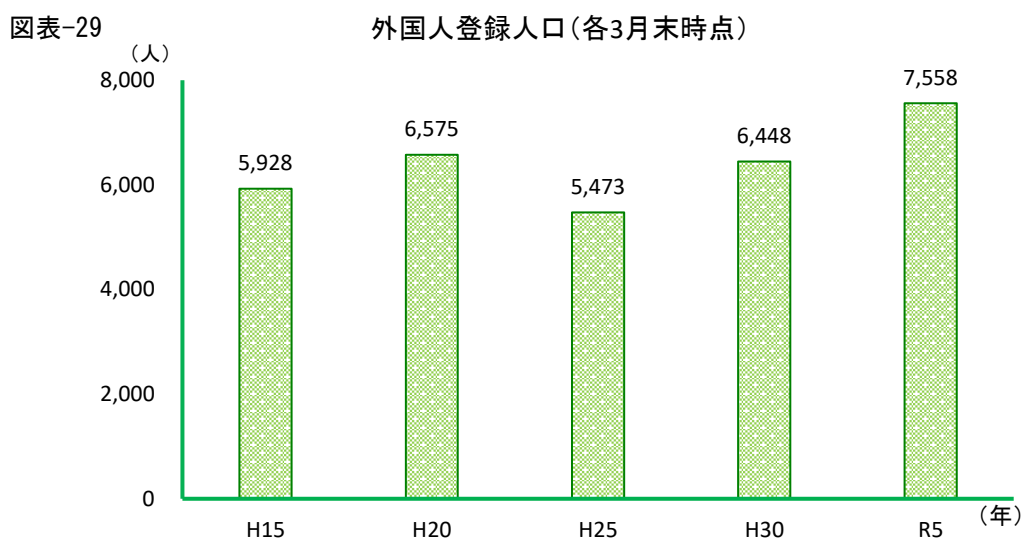
## (2)合計特殊出生率

合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと推定される子どもの数）は、平成27（2015）年に全国水準を上回る値を記録しましたが、その後は、下降傾向となっています（図表-28）。



## (3)外国人市民

大和市内の外国人市民数は増加傾向にあり、令和5年3月31日時点で約7,600人、市の人口のおよそ3%を占めています。80を超える国と地域につながりがあり、多様性が市の特徴となっています（図表-29）。



出典：市国際・市民共生課作成

## V プランの内容

### 1 基本理念

**性別にとらわれず、だれもが、  
様々な場面で個性と能力を発揮することのできる社会へ**

男女共同参画社会とは、性別に関係なく一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍できる社会ですが、現在は、政治及び経済等の意思決定過程や防災における女性の参画が十分ではないこと、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をとることが難しいこと等が課題となっています。また、DV 及び性犯罪等の未然防止のための若い世代に対する啓発や教育、困難な状況にある女性への支援も求められています。

以上の状況を鑑み、第4次やまと男女共同参画プランでは、「性別にとらわれず、だれもが、様々な場面で個性と能力を発揮することのできる社会へ」を基本理念とし、様々な取り組みを推進することで、性別にとらわれず一人ひとりが尊重され、様々な場面で、一人ひとりがその個性と能力を発揮し、自分らしく活躍することのできる社会の実現を目指します。

### 2 基本目標

基本理念を達成するため、以下の4つの基本目標を設定します。

- 1 あらゆる分野への男女共同参画の推進
- 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし
- 4 誰もが尊重されるジェンダー平等社会

基本目標のもとに個別目標を設定し、それぞれの施策に取り組むことで、総合的かつ計画的に第4次やまと男女共同参画プランを推進します。

## Ⅵ 施策の展開

### 基本目標 1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

性別にとらわれず、誰もが活躍できる社会の実現を目指し、あらゆる分野の意思決定過程において男女が対等な立場で参画できるよう、様々な取り組みを推進していきます。

また、働きたい女性が働き続けることができるよう、就労分野における女性の活躍を推進します。

#### 個別目標

- 1－（１） 意思決定過程への女性の参画促進
- 1－（２） 女性活躍の推進  
※女性の職業生活における活躍推進計画

#### 成果指標

| 項目 |                             | 現状値                                      | 目標値（令和１１年） |
|----|-----------------------------|------------------------------------------|------------|
| 1  | 審議会等の女性委員の参画率               | 29.5%<br><small>（令和６（2024）年４月１日）</small> | 40%        |
| 2  | 市職員の管理・監督職（行（１）職員）における女性の割合 | 22.8%<br><small>（令和６（2024）年４月１日）</small> | 30%        |
| 3  | 市職員のうち消防吏員（注24）に占める女性の割合    | 4.6%<br><small>（令和６（2024）年４月１日）</small>  | 5.0%       |

（注24）階級を有し、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者。

### 個別目標 1-(1) 意思決定過程への女性の参画促進

社会の構成員の半数を占める女性の意思を施策に反映していくことができるよう、市の審議会等の意思決定過程における女性の参画を進めていきます。

また、自治会や消防団等の地域活動においても女性の参画の意識啓発を図り、女性の意思が広く反映されていくよう取り組みます。さらに、団体及び組織において指導的地位における女性が少ないことから、市がモデルとなり、管理・監督職への女性の登用を推進します。

#### 施策

##### ①意思決定過程への女性の登用の促進

- ・市政に女性の意見が反映されるよう、審議会等への女性の参画を働きかけます。
- ・市の特定事業主行動計画（注25）に着実に取り組み、女性職員の管理・監督職への登用を推進します。

##### ②各分野への女性の参画の啓発

- ・女性が意思決定の場に参画しやすいよう、意識啓発を行います。
- ・地域活動団体等に対して、女性の参画促進を働きかけます。

### 個別目標 1-(2) 女性活躍の推進

働きたい女性が働き続けることができるよう、出産・子育て期などの様々なライフステージに応じた女性の就業支援に取り組みます。

また、女性が離職することなく働き続けることができるようにするため、男女へのワーク・ライフ・バランスの啓発や子育て・介護支援などの充実を図り、女性活躍を推進します。

女性の参画は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や新たな発想をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、近年大きく期待されています。

#### 施策

##### ①女性の就労支援

- ・結婚、出産、育児、介護、病気などさまざまな理由で離職した女性の再就職の支援を行います。
- ・働く女性が活躍できるよう、学習の機会の情報発信に努めます。

##### ②ワーク・ライフ・バランスの啓発【基本目標2-(1)-①再掲】

##### ③子育て・介護支援の充実【基本目標2-(2)-①再掲】

（注25）市の特定事業主行動計画は、女性活躍推進法第15条及び次世代育成支援対策推進法第19条に基づき策定する計画をさす。

## 基本目標 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

性別にとらわれず、誰もが個性と能力を発揮していくため、男女がともに仕事と生活を両立できるような環境づくりに取り組みます。

仕事と生活の調和を保つことで男女がともに暮らしやすくなるとの理解を促進するとともに、多様な働き方についての啓発や子どもを預けやすい環境の整備、介護離職の防止などに取り組み、仕事と生活の調和を推進します。

仕事は生活の経済的基盤であり、家庭、子育て、趣味、学習、地域活動なども生活をする上で重要なものであるため、その双方が充実してこそ人生は豊かなものになるのです。

### 個別目標

- 2－（１） 仕事と生活を両立するための労働環境づくり
- 2－（２） 男女ともに子育て・介護のできる環境づくり

### 成果指標

| 項目 |                                  | 現状値                     | 目標値（令和11年） |
|----|----------------------------------|-------------------------|------------|
| 1  | 保育所等の待機児童数                       | 0人<br>(令和6（2024）年4月1日)  | 0人         |
| 2  | 放課後児童クラブに入所を希望する児童のうち、入所できた児童の割合 | 99.9%<br>(令和6（2024）年5月) | 100%（毎年度）  |
| 3  | 市の男性職員の育児休業取得率                   | 46.7%<br>(令和4年（2022）年度) | 85%        |
| 4  | 介護を必要とする人が地域で安心して暮らしていると思う市民の割合  | 20.7%<br>(令和6（2024）年9月) | 向上         |

## 個別目標 2-(1) 仕事と生活を両立するための労働環境づくり

市の意識調査によると、男性は主に仕事、女性は主に家庭を、やむなく優先している実態が見えます。その解消を目指し、様々なライフステージにあっても誰もが仕事と家庭を両立できるような支援を行います。

また、企業に向けた啓発に取り組み、男性中心の労働を見直していくよう働きかけます。

併せて、市は平成28（2016）年に行ったイクボス宣言のもと、率先して市役所の働きやすい労働環境づくりに取り組み、仕事と生活の両立ができる労働環境を目指します。

### 施策

#### ①ワーク・ライフ・バランスの啓発

- ・労働者が多様な働き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスなどについての情報発信に努めます。
- ・男女がともに働きやすい労働環境づくりを支援するため、取り組みを進める市内事業所を表彰します。
- ・働く女性が持つさまざまな悩みに対し、適切な指導や助言を得られるように、相談機能の充実を図ります。
- ・イクボス宣言を市内事業所に周知し、ワーク・ライフ・バランスを啓発します。

#### ②市の取り組み

- ・市が手本となるよう率先して、市職員の働きやすい環境づくりに取り組みます。
- ・イクボス宣言の趣旨、内容などについて、幹部職員が理解し、推進できるように取り組みます。
- ・市役所職員が育児休業等の育児に関する制度を取得しやすい取り組みを進めます。

## 個別目標 2-(2) 男女ともに子育て・介護のできる環境づくり

男女が協力し、安心して仕事と子育て・介護が両立できるよう、子育てと介護の支援の充実を図ります。また、子育てと介護は地域社会全体で支えていくことも大切です。

併せて、今まで女性が主に担ってきた傾向にある家事・育児・介護について、男性が行うことへの理解を促進するほか、男性自身が積極的に参画できるような取り組みを進めます。

### 施策

#### ①子育て・介護支援の充実

- ・働く男女の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援等の充実を図ります。
- ・子育てに関する相談や地域社会の子育てへの支援を促進します。
- ・介護に直面した人を地域で支え合うことができるよう、介護支援の充実を図ります。
- ・認知症に対する理解を促進し、支え合える地域づくりを進めるとともに、本人や介護家族への支援の充実を図ります。

#### ②男性の家庭生活への参画促進

- ・男性に向けて、家事・育児を行うための情報を発信し、意識啓発を行います。
- ・主に乳幼児を持つ父親を対象に、育児に関する学習の機会を提供します。
- ・妊婦の夫を対象として、妊娠期から出産、育児に関する学習の機会の提供、育児や家庭生活への意識啓発を行います。



## 基本目標 3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし

長い人生を健やかに生きていくことができるよう、ライフステージや身体的性差に応じた健康支援に取り組みます。併せて、男女の性の尊重への理解を促進し、互いの身体的性差について理解した上で、誰もが思いやりの心を持つ社会になるよう、様々な取り組みを推進していきます。

また、心身の健やかな暮らしを阻む重大な人権侵害である DV 等の根絶に向けて、未然防止の啓発や支援体制の充実を図ります。さらに、支援を必要とする女性が誰一人取り残されず最適な支援を受けられるよう取り組みを推進していきます。

防災・減災、災害に強い社会の実現のため、防災に関する分野における意思決定過程、及び防災の現場での女性の参画を推進し、男女共同参画の視点からの災害対応に取り組みます。

### 個別目標

- 3－（１） 生涯を通じた心身の健康支援
- 3－（２） DV（ドメスティック・バイオレンス）等の根絶  
※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
- 3－（３） 困難を抱えた女性に対する支援  
※困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画
- 3－（４） 防災における男女共同参画の推進

### 成果指標

| 項目 |                                              | 現状値                       | 目標値（令和11年） |
|----|----------------------------------------------|---------------------------|------------|
| 1  | 女性の乳がん検診受診率                                  | 17.1%<br>（令和5（2023）年度）    | 23.1%      |
| 2  | 女性の子宮がん（頸部）検診受診率                             | 17.3%<br>（令和5（2023）年度）    | 23.3%      |
| 3  | 肺がん検診受診率                                     | 25.6%<br>（令和5（2023）年度）    | 27.4%      |
| 4  | 自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合                         | 52.1%<br>（令和6（2024）年9月）   | 向上         |
| 5  | 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護に関して被害者の相談窓口があることを知っている割合 | 70.6%<br>（令和4（2022）年度）    | 79%        |
| 6  | 防災協力員における女性の割合                               | 19.4%<br>（令和6（2024）年4月1日） | 22%        |

### 個別目標 3-(1) 生涯を通じた心身の健康支援

男女は異なる健康上の問題が生じることがあり、特に女性は妊娠や出産をする可能性があるため、男女がその人生の各ステージにおいて適切に健康管理を行うことができるよう、健康教育や普及啓発に取り組むとともに、検診体制の充実に努めます。

さらに、心身の健康について正確な知識・情報を入手することで、誰もが生涯を通じて自立した生活を送ることができるよう努めていきます。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の理念のもと、性に関する正しい知識が得られるよう啓発活動に取り組みます。

## 施策

### ①男女の健康に対する支援

- ・乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた日常生活の健康管理や生活習慣病予防のための知識を普及し啓発に努めます。
- ・児童・生徒の発達段階に応じて、年齢に伴う体の変化や個人差に関する保健教育の推進に努めます。
- ・健康の保持増進と疾病の早期発見、早期治療のために各年代に応じた検診体制を充実させます。
- ・生涯を通じた健康づくりを推進するため、女性特有の病気の検診体制を充実させ、早期発見に努めます。
- ・健康づくりのため日ごろから運動習慣が身につくよう、健康増進の取り組みを行います。

### ②性の尊重への理解促進

- ・人間尊重、男女平等の精神に基づき、性を人権として捉える意識づくりのため、学習機会の提供に努めます。
- ・男女が互いの性差を正しく理解した上で、性の尊重などを認識できるよう、啓発活動を展開します。

## 個別目標 3-(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)等の根絶

配偶者や交際相手、パートナー等からふるわれる暴力等であるDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。これまでは主に女性の被害に目が向けられていましたが、近年では男性に対する暴力等も顕在化しています。肉体的・精神的に苦しんでいる状況にある被害者の保護のために、相談窓口の周知と支援の充実に努めます。

また、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取り組みを強化していく必要があります。SNSの普及などに伴い、特に、若年層を取り巻く性犯罪・性暴力被害が顕在化している現状があり、こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう、「生命(いのち)の安全教育」等の教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防のための取り組みを推進します。

### 施策

#### ①DV防止に向けた啓発活動

- ・DVは犯罪であるという認識に立ち、関係資料を収集し、DV防止のための情報発信に努めます。
- ・学校及び若年層へのデートDV防止への理解を深めるための取り組みを実施します。
- ・市職員に対してDVやハラスメント等に関する研修を実施し、問題への意識を高めます。

#### ②DV被害者に対する支援

- ・DV被害者の安全確保並びに秘密保持を最優先するとともに、県や一時保護施設及び警察と連携して、迅速に保護します。
- ・DV被害者の状況に応じて、心身のケア、各種支援制度に関する情報提供、経済的支援や就労支援など、自立へ向けた支援策を充実させます。
- ・DVの被害について悩んでいる人が相談しやすいよう、相談窓口の機能の充実に図ります。

#### ③こどもたちが加害者・被害者・傍観者にならないための教育・啓発

- ・生命の誕生や異なる性への理解を深めるために、保健の授業や保健講話を通じて自他を大切に思う人権教育を実施します。

### 個別目標 3-(3) 困難を抱えた女性に対する支援

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性※への支援が求められます。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、それぞれの意志や、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与する必要があります。

女性が最適な支援を受けられるよう、心身の健康回復のための援助、各種相談窓口に関する情報提供、就労促進などの取り組みを推進していきます。

#### 施策

##### ① 困難を抱えた女性に対する情報提供と市民への啓発活動

- ・男女共同参画事業及び人権啓発事業を通じて、相談窓口を周知します。
- ・抱えている問題に応じた各分野別の相談窓口を周知します。
- ・男女共同参画に関する市民向けセミナーを実施し、問題意識を高めて啓発を行います。

##### ② 困難を抱えた女性に対する支援

- ・困難な問題を抱える女性の立場に寄り添い、本人の意思決定を尊重した相談機能や適切な支援が提供できる機関につなぐ支援を行います。
- ・関係機関等と連携をして、それぞれの制度の狭間に落ち入ることがないよう、切れ目のない包括的な支援を行います。

※困難な問題を抱える女性…様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性のこと。適切な支援を受けなければ将来的に問題を抱えるおそれのある女性も含まれます。性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する日常生活における生きにくさや、人権侵害・差別により直面する困難に配慮した支援をしていきます。

## 個別目標 3-(4) 防災における男女共同参画の推進

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受ける傾向にあるため、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須です。

災害時には、家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者からの暴力等が拡大する傾向にあるため、平常時から男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、災害時において女性に負担が集中しないよう、配慮をする必要があります。

国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づく取り組みの周知啓発と、本市防災会議において、女性委員の割合をさらに高めるための取り組みを促進していきます。

### 施策

#### ① 防災における男女共同参画の推進

- ・パネル展等において、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づく周知を行い、災害時に女性へ特定の負担が集中しないよう、意識啓発を行います。
- ・女性の視点からの災害対応に関する研修や啓発を行います。

#### ② 防災における男女共同参画推進に向けた支援

- ・女性防災リーダー育成のため、自治会・自主防災組織に対して研修会等への女性会員の参加を促します。



## 基本目標 4 誰もが尊重されるジェンダー平等社会

性別や国籍、年齢に関わりなく、多様な個性を認め合い自立できる社会（ダイバーシティ&インクルージョン<sup>(注26)</sup>）を目指し、男女共同参画の視点に立った意識の醸成や支援に取り組みます。

人は一人ひとりが平等であり、かけがえのない存在であるという基本的な認識を持った上で、様々な文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を、性別にとらわれずに認め合い、自立した生活を送ることができるようにすることが大切です。

併せて、男女共同参画社会の実現を地域的な広がりにしていくため、地域活動や市民協働を推進していきます。

社会全体を通じて男女の平等感の増加を目指すことは、誰もが活躍できる社会の実現につながるとともに、いじめや虐待などの様々な人権課題を生む背景を解消することにも関わるのです。

### 個別目標

- 4－（１） お互いを尊重し合う意識の醸成
- 4－（２） すべての人が自立して暮らせる地域社会づくり

### 成果指標

| 項目 |                                  | 現状値                     | 目標値（令和11年） |
|----|----------------------------------|-------------------------|------------|
| 1  | 社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合          | 21.2%<br>（令和4（2022）年）   | 50%        |
| 2  | 男女とも仕事をし、家事や育児も分かちあうのがよいと思う市民の割合 | 81.7%<br>（令和4（2022）年）   | 89%        |
| 3  | 国籍に関わらず、住民同士が交流・協力していると思う市民の割合   | 23.8%<br>（令和6（2024）年9月） | 向上         |

（注26）ダイバーシティは多様性、インクルージョンは包摂のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、かつ対等に関わり合いながら一体化していること。

## 個別目標 4-(1) お互いを尊重し合う意識の醸成

誰もが多様な生き方が選択できるように、固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発を行うとともに、次世代を担う子どもたちに向けて男女共同参画への理解を促進します。

また、男女がともに活躍する社会の実現を阻むハラスメントや暴力等についても、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、防止に向けた意識啓発を行います。

これまでに男女共同参画施策が進められてきたものの、未だに男女ともに生きづらい状況にある背景には、「社会通念」や「慣習」を形作ってきた固定的な性別役割分担の意識が主な要因として挙げられます。その状況を改善していくためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。

### 施策

#### ①固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発

- ・固定的な性別役割分担意識の解消に対する理解を促進していくため、関係資料を収集し、情報発信に努めます。
- ・各年代に応じて、ジェンダーに対する学習の機会を提供します。
- ・市職員に対し、固定的な性別役割分担意識の解消に関する研修を実施し、意識の見直しを図ります。

#### ②教育における男女共同参画の推進

- ・児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育の推進を図ります。
- ・教育関係者に対する男女共同参画社会の形成への理解の促進を図るための研修を充実していきます。

#### ③人権意識の向上

- ・あらゆる虐待を防止するための啓発を行うとともに、防止に向けた取り組みを促進します。
- ・ハラスメント等の問題について理解と認識を深めるための啓発を行います。
- ・人権意識の向上を目指し、啓発活動を行います。

### ● ● ● コラム ジェンダー平等社会 ● ● ●

「ジェンダー」とは、文化的・社会的に構築された性差の概念のことで、「ジェンダー平等」とは、誰もが性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることをいいます。

社会の中では、個人の希望や能力ではなく「性別」によって生き方や働き方の選択肢等が決められてしまうことがあります。そこで、世界中で法律や制度の変更、教育やメディアを通じた意識啓発等、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い直し、誰もがその個性と能力を発揮することができる社会を創るための取組が行われています。

## 個別目標 4-(2) すべての人が自立して暮らせる地域社会づくり

誰もが個性と能力を発揮していくため、男女がともに自立して暮らせるように生活していく上で困難に直面する人への支援を行うほか、外国人市民がともに暮らすための支援に取り組みます。

また、これらを包括した男女共同参画推進の取り組みに関しては、地域的な広がりにしていく必要があるため、地域における活動や市民との協働を推進していきます。

特に女性はこれまでの社会の仕組みの影響により、男性よりも経済的基盤が弱い傾向にあります。なおかつ、障がいのある人や言語・文化の異なる外国人市民などが自立した生活を送れるように支援を行う必要があります。

また、性的マイノリティ（LGBTQ+など）といわれる多様な性にある人々が、周囲の無理解や偏見等により生活上困難な状況に陥らないように、多様な性のあり方を啓発していきます。

### 施策

#### ①生活上の困難に直面する人への自立支援

- ・生活上の困難に直面している人が自立した生活を送ることができるよう支援を充実していきます。
- ・関係機関と連携して、就業や労働に関する相談機会の充実を図ります。
- ・性的マイノリティ（LGBTQ+など）についての社会的な理解促進を図ります。

#### ②外国人市民が共に暮らせるための支援

- ・外国人市民への行政及び生活に関する情報提供の充実を図ります。
- ・国際交流、国際理解を推進するとともに、通訳・翻訳などのボランティアの育成及び活動支援を行います。
- ・外国につながる児童生徒が学校生活に適應できるように支援を行います。

#### ③地域活動・市民との協働の推進

- ・男女共同参画を推進する活動の情報収集・情報提供を充実させます。
- ・行政と地域活動を行っている団体等とのネットワーク構築や団体相互の連携を促進します。
- ・市民の地域でのボランティア活動や NPO 活動等を支援します。

### ● ● ● コラム LGBT 理解増進法 ● ● ●

LGBT など、いわゆる性的マイノリティといわれる方々は、周囲の理解不足や偏見等により、日常生活を送る上での困難や、生きづらさを抱えているといわれます。

こうした方たちに対する差別や偏見を解消するため、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（いわゆる「LGBT 理解増進法」）が、令和5年6月施行されました。

この法律は、国、地方公共団体、事業主等の役割を定め努力を求める理念法です。性の多様性に関する理解を増進し、当事者たちの生きづらさを解消することにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。

## VII 推進体制

男女共同参画に関する施策は、行政の分野や市民生活の様々な分野に及びます。そのため、市民、事業所、団体等の多様な主体が連携しながら、男女共同参画の推進を図る必要があるため、次の体制により進めていきます。

### (1)大和市男女共同参画行政推進会議等(庁内組織)

市役所内に設置した男女共同参画行政推進会議及びアクティブ・スタッフ会議において、関係各課と協議・連絡調整を行い、総合的に施策を推進します。

### (2)大和市男女共同参画懇話会(市の審議会等)

本プランの進捗状況の確認及び評価を行うとともに、変化する社会情勢に対応できるような対策の調査・検討を行います。また必要に応じて、その意見を今後の施策に反映させます。

### (3)市民、事業所、団体等との連携

男女共同参画の取り組みは多岐にわたるため、プランの推進にはあらゆる場面において行政と市民・事業所・団体等の積極的な連携が重要です。

また、特に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、事業所の担う役割が大きいことから、積極的に連携して取り組みを進めます。

### (4)国・県等との連携協働

国、県などとの連携強化や情報収集に努めるとともに、県との共催による事業の実施を図ります。



## VIII 資料編

### 1 成果指標と目標値の設定理由

| 基本目標                        | 成果指標                                         | 現状値                        | 目標値（令和 11 年）  | 目標値設定の理由                                              |
|-----------------------------|----------------------------------------------|----------------------------|---------------|-------------------------------------------------------|
| 1 あらゆる分野への男女共同参画の推進         | 審議会等の女性委員の参画率                                | 29.5%<br>（令和 6（2024）年 4 月） | 40%           | 国の第 5 次男女共同参画基本計画において定める成果目標を踏まえた目標とした。               |
|                             | 市職員の管理・監督職（行（1）職員）における女性の割合                  | 22.8%<br>（令和 6（2024）年 4 月） | 30.0%         | 大和市特定事業主行動計画における目標値と同様の目標とした。                         |
|                             | 市役所職員のうち消防吏員に占める女性の割合                        | 4.6%<br>（令和 6（2024）年 4 月）  | 5.0%          | 国の第 5 次男女共同参画基本計画において定める成果目標を踏まえた目標とした。               |
| 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 | 保育所等の待機児童数                                   | 0 人<br>（令和 6（2024）年 4 月）   | 0 人           | 現状を維持し、待機を発生させないことを目標とした。                             |
|                             | 放課後児童クラブに入所を希望する児童のうち、入所できた児童の割合             | 99.9%<br>（令和 6（2024）年 5 月） | 100%<br>（毎年度） | 毎年度、入所を希望する児童全員が入所できることを目標とした。                        |
|                             | 市の男性職員の育児休業取得率                               | 46.7%<br>（令和 4（2022）年度）    | 85%           | 大和市特定事業主行動計画における目標値と同様の目標とした。                         |
|                             | 介護を必要とする人が安心して暮らしていると思う市民の割合                 | 20.7%<br>（令和 6（2024）年 9 月） | 向上            | 継続的な向上を目指すこととした。                                      |
| 3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし | 女性の乳がん検診受診率                                  | 17.1%<br>（令和 5（2023）年度）    | 23.1%         | これまでの女性の乳がん検診受診率の推移を踏まえ、毎年 1 ポイントずつの上昇を目指すこととした。      |
|                             | 女性の子宮がん（頸部）検診受診率                             | 17.3%<br>（令和 5（2023）年度）    | 23.3%         | これまでの女性の子宮がん（頸部）検診受診率の推移を踏まえ、毎年 1 ポイントずつの上昇を目指すこととした。 |
|                             | 肺がん検診受診率                                     | 25.6%<br>（令和 5（2023）年度）    | 27.4%         | これまでの肺がん検診受診率の推移を踏まえ、毎年 0.3 ポイントずつの上昇を目指すこととした。       |
|                             | 自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合                         | 52.1%<br>（令和 6（2024）年 9 月） | 向上            | 継続的な向上を目指すこととした。                                      |
|                             | 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護に関して被害者の相談窓口があることを知っている割合 | 70.6%<br>（令和 4（2022）年度）    | 79%           | これまでの市民意識調査の結果の推移を踏まえ、毎年 1.2 ポイントずつの上昇を目指すこととした。      |
|                             | 防災協力員における女性の割合                               | 19.4%<br>（令和 6（2024）年 4 月） | 22%           | これまでの防災協力員における女性の割合の推移を踏まえ、毎年 0.5 ポイントずつの上昇を目指すこととした。 |
| 4 誰もが尊重されるジェンダー平等社会         | 社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合                      | 21.2%<br>（令和 4（2022）年度）    | 50%           | 国の第 5 次男女共同参画基本計画において定める成果目標を踏まえた目標とした。               |
|                             | 男女ともに仕事をし、育児や家事も分かちあうのがよいと思う市民の割合            | 81.7%<br>（令和 4（2022）年度）    | 89%           | これまでの市民意識調査の結果の推移を踏まえ、毎年 1 ポイントずつの上昇を目指すこととした。        |
|                             | 国籍に関わらず、住民同士が交流・協力していると思う市民の割合               | 23.8%<br>（令和 6（2024）年 9 月） | 向上            | 継続的な向上を目指すこととした。                                      |

## 2 策定経過

| 年 月 日                 | 経過                                                                                     |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年 11 月<br>(2022 年) | ・男女共同参画に関する市民意識調査実施                                                                    |
| 令和5年 3 月<br>(2023 年)  | ・男女共同参画に関する市民意識調査報告書 発行                                                                |
| 令和6年 3 月<br>(2024 年)  | ・第3次やまと男女共同参画プランの期間を1年間延長することを決定                                                       |
| 令和6年 5 月<br>(2024 年)  | ・第1回大和市男女共同参画行政推進会議アクティブ・スタッフ会議                                                        |
| 令和6年 6 月<br>(2024 年)  | ・大和市男女共同参画懇話会改選（任期：令和6年7月から）                                                           |
| 令和6年 7 月<br>(2024 年)  | ・第2回大和市男女共同参画行政推進会議アクティブ・スタッフ会議                                                        |
| 令和6年 8 月<br>(2024 年)  | ・第1回大和市男女共同参画懇話会<br>・第1回大和市男女共同参画行政推進会議                                                |
| 令和6年 11 月<br>(2024 年) | ・第3回大和市男女共同参画行政推進会議アクティブ・スタッフ会議                                                        |
| 令和6年 12 月<br>(2024 年) | ・市民意見公募手続き（パブリックコメント）                                                                  |
| 令和7年 1 月<br>(2025 年)  | ・第2回大和市男女共同参画懇話会                                                                       |
| 令和7年 2 月<br>(2025 年)  | ・第4回大和市男女共同参画行政推進会議アクティブ・スタッフ会議<br>・第5回大和市男女共同参画行政推進会議アクティブ・スタッフ会議<br>・第3回大和市男女共同参画懇話会 |
| 令和7年 3 月<br>(2025 年)  | ・第2回大和市男女共同参画行政推進会議<br>・第4次やまと男女共同参画プランの策定                                             |

### 3 男女共同参画のあゆみ

| 年               | 世界の動き                                        | 国・県の動き                                                             | 市の動き  |
|-----------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------|
| 1945<br>(昭和 20) |                                              | ・改正選挙法公布(婦人参政権)                                                    |       |
| 1946<br>(昭和 21) | ・国連婦人の地位委員会を設置                               | ・初の婦人参政権行使<br>・日本国憲法公布(男女平等明文化)(1947 年施行)                          |       |
| 1947<br>(昭和 22) |                                              | ・改正民法公布(家父長制廃止)(1948 年施行)                                          |       |
| 1948<br>(昭和 23) | ・世界人権宣言採択                                    | ・優性保護法公布、施行                                                        |       |
| 1956<br>(昭和 31) |                                              | ・売春防止法公布(1958 年施行)                                                 |       |
| 1959<br>(昭和 34) |                                              |                                                                    | ・市制施行 |
| 1961<br>(昭和 36) |                                              | ・所得税法改正(配偶者控除制度新設)                                                 |       |
| 1967<br>(昭和 42) | ・婦人に対する差別撤廃宣言採択                              |                                                                    |       |
| 1975<br>(昭和 50) | ・国際婦人年<br>・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)世界行動計画、メキシコ宣言採択 | ・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択<br>・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始 |       |
| 1976<br>(昭和 51) | ・国際婦人の 10 年(～1985 年)                         | ・民法改正(離婚復氏制度)、戸籍法公布、施行                                             |       |
| 1977<br>(昭和 52) |                                              | ・国内行動計画策定<br>・国立婦人教育会館開館<br>・県 県民総務室に婦人班設置                         |       |
| 1979<br>(昭和 54) | ・女子差別撤廃条約採択                                  |                                                                    |       |
| 1980<br>(昭和 55) | ・国連婦人の 10 年(中間年)世界会議(コペンハーゲン)                | ・民法改正(配偶者の相続分改正)(1981 年施行)<br>・国連婦人の 10 年中間年全国会議                   |       |
| 1981<br>(昭和 56) | ・ILO 第 156 号条約(家族的責任条約)採択                    | ・国内行動計画後期重点目標を設定                                                   |       |
| 1982<br>(昭和 57) |                                              | ・県 かながわ女性プラン策定<br>・県 県立婦人総合センター開館<br>・県 県民部に婦人企画室設置                |       |
| 1984<br>(昭和 59) |                                              | ・国籍、戸籍法改正(父母両系主義)(1986 年施行)<br>・パートタイム労働対策要綱制定                     |       |

| 年               | 世界の動き                                                                                                                                             | 国・県の動き                                                                                                                                                                  | 市の動き                                                                                                                                      |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1985<br>(昭和 60) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の 10 年の成果を検討し、評価するための世界会議(ナイロビ)</li> <li>・ナイロビ将来戦略採択</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金法改正(専業主婦の基礎年金保証)(1986 年施行)</li> <li>・男女雇用機会均等法公布(1986 年施行)</li> <li>・女子差別撤廃条約の批准(1986 年発効)</li> </ul>                       |                                                                                                                                           |
| 1987<br>(昭和 62) |                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定</li> <li>・所得税法改正(配偶者特別控除制度新設)、施行</li> <li>・県 新かながわ女性プラン策定</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画調整課に女性行政担当を配置</li> </ul>                                                                        |
| 1988<br>(昭和 63) |                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法改正(週 40 時間制)</li> </ul>                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大和市婦人問題懇話会設置</li> <li>・大和市女性行政連絡会議設置</li> <li>・婦人問題に関する大和市民意向調査を実施</li> </ul>                     |
| 1989<br>(平成元)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の権利に関する条約採択</li> </ul>                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領告示(高校家庭科男女必修)</li> <li>・パートタイム労働指針告示</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大和市婦人問題懇話会から提言</li> <li>・女性委員参加促進要綱制定</li> <li>・市職員による「やまと女性プラン策定委員会」を設置し、提言を基にプランを検討。</li> </ul> |
| 1990<br>(平成 2)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナイロビ将来戦略見直し勧告</li> </ul>                                                                                  |                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・やまと女性プラン策定協議会を設置、やまと女性プラン(案)を諮問</li> <li>・やまと女性プラン策定協議会から答申</li> </ul>                            |
| 1991<br>(平成 3)  |                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法公布(1992 年施行)</li> <li>・新国内行動計画(第一次改定)策定</li> <li>・県 新かながわ女性プラン改定実施計画策定</li> <li>・県 県立婦人総合センターを県立かながわ女性センターに名称変更</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・やまと女性プラン策定</li> </ul>                                                                             |
| 1992<br>(平成 4)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境と開発に関する国連会議(リオデジャネイロ)</li> </ul>                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休業制度等に関するガイドラインの策定</li> <li>・初の婦人問題担当大臣誕生</li> </ul>                                                                          |                                                                                                                                           |
| 1993<br>(平成 5)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連世界人権会議(ウィーン)ウィーン宣言採択</li> <li>・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択</li> </ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイム労働法公布、施行</li> </ul>                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性問題懇話会より実態調査の実施について提言</li> </ul>                                                                 |
| 1994<br>(平成 6)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO175 号条約(パートタイム労働に関する条約)採択</li> <li>・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択</li> <li>・国際人口開発会議(カイロ)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣に男女共同参画推進本部設置</li> <li>・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置</li> <li>・児童の権利に関する条約批准</li> </ul>                                            |                                                                                                                                           |
| 1995<br>(平成 7)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 回世界女性会議(北京)NGOフォーラム開催、北京宣言、行動綱領採択</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法改正(介護休業制度)公布(1998 年施行)</li> <li>・ILO156 号条約(家族的責任条約批准)</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性問題懇話会の提言により市民意識調査を実施</li> </ul>                                                                 |
| 1996<br>(平成 8)  |                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・優性保護法改正、母体保護法として公布、施行</li> <li>・男女共同参画 2000 年プラン策定</li> </ul>                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性問題懇話会の提言</li> </ul>                                                                             |

| 年               | 世界の動き                          | 国・県の動き                                                                                                                                                                         | 市の動き                                                                                                                               |
|-----------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1997<br>(平成 9)  |                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法改正(女子保護規定撤廃)</li> <li>・男女雇用機会均等法改正(女子差別禁止、セクハラ防止義務)(1999 年施行)</li> <li>・育児・介護休業法改正(深夜業制限)</li> <li>・県 かながわ女性プラン 2.1 策定</li> </ul> |                                                                                                                                    |
| 1998<br>(平成 10) |                                |                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会に関する市民意識調査実施</li> <li>・男女共同参画社会に関する市職員意識調査実施</li> </ul>                            |
| 1999<br>(平成 11) |                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法 公布・施行</li> <li>・食料・農業・農村基本法の公布・施行(女性の参画の促進)</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画懇話会設置</li> <li>・やまと女性プラン策定委員会設置(市職員)</li> </ul>                                      |
| 2000<br>(平成 12) | ・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニューヨーク) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画策定</li> <li>・介護保険法の施行</li> <li>・ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)公布・施行</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画懇話会よりやまと女性プランの改定について提言</li> <li>・やまと女性プラン策定協議会設置</li> <li>・やまと男女共同参画プラン発行</li> </ul> |
| 2001<br>(平成 13) |                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に男女共同参画局設置</li> <li>・男女共同参画会議設置</li> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」)公布・施行</li> </ul>                                   | ・やまと男女共同参画プラン 第一次実施計画(2001～2005)策定                                                                                                 |
| 2002<br>(平成 14) |                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県 男女共同参画推進条例公布・施行</li> <li>・県 配偶者暴力相談支援センター設置</li> </ul>                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動課男女共同参画推進担当に改編</li> <li>・男女共同参画行政推進会議設置</li> </ul>                                     |
| 2003<br>(平成 15) | ・女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策推進法公布(2005 年全面施行)</li> <li>・県 かながわ男女共同参画プラン策定</li> </ul>                                                                      |                                                                                                                                    |
| 2004<br>(平成 16) |                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力防止法改正</li> <li>・育児・介護休業法改正(育児・介護取得の期間雇用者への適用拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(2005 年施行)</li> </ul>                                          | ・男女共同参画に関する市民意識調査を市内短期大学と合同で実施                                                                                                     |
| 2005<br>(平成 17) | ・第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策推進法全面施行</li> <li>・男女共同参画基本計画(第 2 次)策定</li> <li>・県 かながわ女性センターにかながわ女性キャリア支援センターを設置</li> </ul>                                   | ・男女共同参画に関する市民意識調査報告書発行                                                                                                             |
| 2006<br>(平成 18) | ・第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法改正(間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止)(2007 年施行)</li> <li>・県 かながわDV被害者支援プラン策定</li> </ul>                                                      | ・やまと男女共同参画プラン第二次実施計画策定                                                                                                             |
| 2007<br>(平成 19) |                                | ・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(2008 年施行)                                                                                                                                        | ・男女共同参画をすすめる会と協働で事業を開始                                                                                                             |

| 年               | 世界の動き                                                                                                                | 国・県の動き                                                                                                                                                                                                                     | 市の動き                                                                                                                                    |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2007<br>(平成 19) |                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力防止法改正(2008 年施行)</li> <li>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、及び、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定</li> </ul>                                                                                           |                                                                                                                                         |
| 2008<br>(平成 20) |                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>県 かながわ男女共同参画推進プラン(第 2 次)策定</li> </ul>                                                                                                                                               |                                                                                                                                         |
| 2009<br>(平成 21) |                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業法の改正(2010 年施行)</li> <li>県 かながわDV被害者支援プラン改定</li> </ul>                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内組織改編により国際・男女共同参画課 国際・男女共同参画担当発足</li> <li>男女共同参画に関する市民意識調査実施</li> <li>第 8 次大和市総合計画策定</li> </ul> |
| 2010<br>(平成 22) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 54 回国連婦人の地位委員会「北京＋15」開催</li> </ul>                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 次男女共同参画基本計画策定</li> </ul>                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画をすすめる会との協業事業終了</li> <li>男女共同参画に関する市民意識調査報告書発行</li> </ul>                                   |
| 2011<br>(平成 23) |                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 次やまと男女共同参画プラン策定委員会発足</li> <li>やまと男女共同参画プランの期間を 1 年間延長することを決定</li> </ul>                      |
| 2012<br>(平成 24) |                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 次やまと男女共同参画プラン策定</li> <li>第 2 次やまと男女共同参画プラン前期実施計画(2012～2014)策定</li> </ul>                     |
| 2013<br>(平成 25) |                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力防止法改正(2014 年施行)</li> <li>ストーカー規正法改正</li> <li>県 かながわ男女共同参画推進プラン(第 3 次)策定</li> </ul>                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関する市民意識調査実施</li> </ul>                                                                    |
| 2014<br>(平成 26) |                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>パートタイム労働法の改正(2015 年施行)</li> <li>まち・ひと・しごと創生法公布・施行</li> <li>県 かながわDV防止・被害者支援プランを策定</li> </ul>                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関する市民意識調査報告書発行</li> </ul>                                                                 |
| 2015<br>(平成 27) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 59 回国連婦人の地位委員会「北京＋20」開催</li> <li>持続可能な開発のための 2030 のアジェンダ(SDGs)採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」)公布・施行(2016 年完全施行)</li> <li>「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>配偶者暴力防止法改正、施行</li> <li>県 かながわ女性センターを県藤沢合同庁舎に移転し「かながわ男女共同参画センター」(かなテラス)に名称変更</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 次やまと男女共同参画プラン後期実施計画(2015～2018)策定</li> </ul>                                                  |
| 2016<br>(平成 28) |                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進法完全施行</li> <li>育児・介護休業法改正(2017 年施行)</li> </ul>                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業主行動計画策定</li> <li>「健康都市やまと」まち・ひと・しごと創生総合戦略策定</li> </ul>                                       |

| 年                       | 世界の動き                                                                        | 国・県の動き                                                                                                                                                                                                   | 市の動き                                                                                                                             |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2016<br>(平成 28)         |                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法改正(2017 年施行)</li> <li>・ストーカー規制法改正(2017 年施行)</li> </ul>                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イクボス宣言</li> </ul>                                                                        |
| 2017<br>(平成 29)         |                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革実行計画閣議決定</li> <li>・育児・介護休業法改正・施行</li> <li>・男女雇用機会均等法改正(2020 年施行)</li> </ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する市民意識調査実施</li> </ul>                                                            |
| 2018<br>(平成 30)         |                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行</li> </ul>                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する市民意識調査報告書発行</li> </ul>                                                         |
| 2019<br>(平成 31/<br>令和元) |                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法改正(2022 年完全施行)</li> <li>・配偶者暴力防止法改正(2020 年施行)</li> <li>・男女雇用機会均等法改正(2020 年施行)</li> <li>・育児・介護休業法改正(2020 年施行)</li> <li>・県 かながわ DV 防止・被害者支援プラン改定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康都市やまと総合計画策定</li> <li>・第 3 次やまと男女共同参画プラン策定</li> <li>・第 3 次やまと男女共同参画プラン実施計画策定</li> </ul> |
| 2020<br>(令和 2)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」開催</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 次男女共同参画基本計画閣議決定</li> </ul>                                                                                                                                   |                                                                                                                                  |
| 2021<br>(令和 3)          |                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業法改正(2023 年完全施行)</li> <li>・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正・施行</li> </ul>                                                                                         |                                                                                                                                  |
| 2022<br>(令和 4)          |                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律公布(2024 年施行)</li> <li>・AV 出演被害防止・救済法公布・施行</li> </ul>                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する市民意識調査実施</li> </ul>                                                            |
| 2023<br>(令和 5)          |                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力防止法改正(2024 年施行)</li> <li>・LGBT 理解増進法公布、施行</li> </ul>                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する市民意識調査報告書発行</li> </ul>                                                         |
| 2024<br>(令和 6)          |                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行</li> <li>・県 かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画策定</li> </ul>                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次やまと男女共同参画プラン、及び、実施計画の期間を 1 年間延長することを決定</li> </ul>                                   |

## 4 関連法律等

### (1) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策  
（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員

として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実

施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、

当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

## (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正：令和 5 年 6 月 14 日号外法律第 53 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和三十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者

からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

三 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者

が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

四 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

五 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

六 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して

情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）

を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所  
 ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容  
 ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容  
 三 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判

所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|               |                 |                                                         |
|---------------|-----------------|---------------------------------------------------------|
| 第一百十二条第一項本文   | 前条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第一百十二条第一項ただし書 | 前条の規定による措置を開始した | 当該掲示を始めた                                                |
| 第一百十三条        | 書類又は電磁的記録       | 書類                                                      |
|               | 記載又は記録          | 記載                                                      |

|                         |                                                                                                        |                                                         |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|                         | 第百十一条の規定による措置を開始した                                                                                     | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第百三十三条の三第一項             | 記載され、又は記録された書面又は電磁的記録                                                                                  | 記載された書面                                                 |
|                         | 当該書面又は電磁的記録                                                                                            | 当該書面                                                    |
|                         | 又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録                                                                              | その他これに類する書面                                             |
| 第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項 | 方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法                                                                         | 方法                                                      |
| 第百六十条第一項                | 最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。） | 調書                                                      |
| 第百六十条第三項                | 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に                                                                             | 調書の記載について                                               |
| 第百六十条第四項                | 第二項の規定によりファイルに記録された電子調書                                                                                | 調書                                                      |
|                         | 当該電子調書                                                                                                 | 当該調書                                                    |

|                  |                                              |         |
|------------------|----------------------------------------------|---------|
| 第百六十条の二<br>第一項   | 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容                 | 調書の記載   |
| 第百六十条の二<br>第二項   | その旨をファイルに記録して                                | 調書を作成して |
| 第二百五条第三<br>項     | 事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項  | 事項      |
| 第二百五条第四<br>項     | 事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項      |
| 第二百三十一条<br>の三第二項 | 若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する           | 又は送付する  |
| 第二百六十一条<br>第四項   | 電子調書                                         | 調書      |
|                  | 記録しなければ                                      | 記載しなければ |

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合であっても、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用す

る。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                                                                  |                      |                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------------------------|
| 第二条                                                                              | 配偶者                  | 第二十八条の二に規定する関係にある相手<br>（以下「特定関係者」という。） |
|                                                                                  | 、被害者                 | 、被害者<br>（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。<br>以下同じ。） |
| 第六条第一項                                                                           | 配偶者又は配偶者であった者        | 特定関係者又は特定関係者であった者                      |
| 第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項 | 配偶者                  | 特定関係者                                  |
| 第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号                                                | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合                  |

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十條の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の

申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第百八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第百八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

### (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号

#### 目次

#### 第一章 総則（第一条—第四条）

#### 第二章 基本方針等（第五条・第六条）

#### 第三章 事業主行動計画等

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二條—第二十九條）

#### 第五章 雑則（第三十條—第三十三條）

#### 第六章 罰則（第三十四條—第三十九條）

#### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活におけ

る活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

##### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があった

ときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ

れ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務

時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活

躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関

する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の

二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所

要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## (4) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成 30 年 5 月 23 日号外法律第 28 号

最終改正：令和 3 年 6 月 16 日号外法律第 67 号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念の通り、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことに

より、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）の通り、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則の通り、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境

の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

## (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

### 目次

#### 第一章 総則（第一条—第六条）

#### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

#### 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

#### 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

#### 第五章 罰則（第二十三条）

#### 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、

困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

#### （関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

#### （緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等 （女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に依りて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同

じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事す

る者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用の

うち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定

められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## (6) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月23日法律第68号

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を養い、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自

ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更につい

関する法律

て準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加え

られ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## (7) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

(仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
  - ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
  - ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

(働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

(共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様

化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現に取り組む、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるもの

である。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることが、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

〔明日への投資〕

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援

することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進める必要がある。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

## (8) イクボス宣言

市長をはじめ、大和市の部長級以上の幹部職員 23 人が、平成 28 年 5 月 26 日に「イクボス宣言」を実施しました。

「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことを指します。

少子高齢社会という国全体の喫緊の課題を解消するためには、ワーク・ライフ・バランスの充実を支援しながら、市の職員の能力を十分に発揮できるような労働環境を整備することが求められています。

### イクボス宣言

私たち、大和市の幹部職員は、全ての職員が仕事と子育て、更には、介護、地域活動などの両立が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援するとともに、仕事の成果を出しながら、自らも仕事と私生活を楽しむ「イクボス」になります。私たちは、この取り組みが職員の活力を生み、市民サービスの向上につながることを示すことにより、大和市全体においてもワーク・ライフ・バランスが実践されるよう努めます。



第4次やまと男女共同参画プラン

---

令和7（2025）年 4月

編集・発行：市民経済・にぎわい創出部 国際・市民共生課

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1

電話：046-260-5164

U R L： <https://www.city.yamato.lg.jp>